

令和元年第8回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年12月9日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第13号 白井文化会館大ホールの天井の安全化改修に関する陳情
 - (2) 議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第11号 白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定について
 - (4) 議案第12号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定について
 - (5) 議案第14号 白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について
 - (6) 議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 議案第16号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
 - (8) 議案第17号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）について
 - (9) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
古澤由紀子委員・斉藤智子委員
和田健一郎委員・徳本光香委員
岡田繁委員
長谷川則夫議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|---------|-------|
| 市 長 | 笠井喜久雄 |
| 総務部長 | 宇賀正和 |
| 企画財政部長 | 中村幸生 |
| 福祉部長 | 豊田智美 |
| 健康子ども部長 | 岡本和哉 |
| 教育部長 | 小泉淳一 |

教育部参事	鈴木直人
公共施設マネジメント課長	高山博亘
財政課長	津々木哲也
社会福祉課長	風間信也
障害福祉課長	金井勉
高齢者福祉課長	伊藤常夫
子育て支援課長	山口等
保育課長	池内一成
健康課長	佐藤覚
保険年金課長	榊谷君子
教育総務課長	板橋章
生涯学習課長	石戸啓夫
文化センター長	石田昌弘
参考人	藤森義韶
	岡野三之

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局	議会事務局長	石井治夫
	主査	萩原靖殖
	主任主事	東山奈緒美

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。

12月議会の委員会の審議としては初日となります。今回は教育福祉としては、議会改選後は初めてですね。陳情の審議が午前中にございます。参考人として来てくださった方、寒い中ありがとうございます。御協力お願いします。それから執行部の方も、よろしく御協力をお願いいたします。

午後は通常の審議ですけれども、これについても資料がいっぱいありまして、事前に皆さん、結構勉強とか大変だったんじゃないかと思うんですが、十分に審議が尽くされますよう、よろしく御協力をお願い申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7人でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

(1) 陳情第13号 白井文化会館大ホール天井の安全化改修に関する陳情

○柴田圭子委員長 日程第1、陳情第13号 白井文化会館大ホール天井の安全化改修に関する陳情を議題といたします。

陳情第13号の参考人として、陳情者の藤森義韶さんと岡野三之さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

では、初めに参考人より陳情の要旨及び事項について説明を求めます。よろしく申し上げます。

では、藤森参考人。

○藤森義韶参考人 本日はお忙しいさなか、委員の皆さん、それから関係職員の皆さん、それから傍聴者の皆さん、お足を運んでいただきありがとうございます。

議員の皆様、それから傍聴者の皆様、今回の文化ホールの天井落下のことについて、皆様方御承知

だったでしょうか。私ども初めてこのことを知ったのは、9月3日の教育委員会会議の中です。まさかこの文化ホールの天井が落下の危険性があるなど、予想だにもしなかったことだし、あらかじめそういうことも聞いておりませんでした。

白井市は文化会館全体の改修の一環として、この文化ホールの天井改修に取りかかり始めました。そして、天井落下の危険性をコンサルより指摘を受け、早速白井市はこの対応に取りかかりました。私たちはこのようなことを9月3日、教育委員会会議の中で初めて知りました。その討議の議題及び審議の内容、及び結果について、私どもは少なからずの疑問と疑義を抱きました。

この工事は文化会館全体の老朽化に伴う改修の一環であることを承知しています。その中で天井の改修に取り組んだわけです。

○柴田圭子委員長 藤森参考人に申し上げます。まず、陳情の理由と陳情事項についてお話しいただいて、その後補足の説明としてお話しいただければと存じます。

○藤森義韶参考人 わかりました。じゃあ、申し上げたかったことは何かというと、陳情の前提となつてこういうことがあったよということを、じゃあその問題は陳情の要旨の後に補足説明すればよろしいんですか。そういう形で。

○柴田圭子委員長 お願いします。

○藤森義韶参考人 はい、わかりました。じゃあ皆さん方、お手元に白井文化大ホール天井の安全化改修に関する陳情。

陳情の理由。

文化会館大ホールの特定天井等については、株式会社格設計に調査委託した結果、既存不適格の状態にあり、大地震の際天井脱落の危険があるとして、改修の必要性があるとの指摘を受けました。この報告を受けた教育委員会及び白井市は、教育委員会議（9月3日）及び行政経営戦略会議（9月19日）で、ワイヤー工法が費用削減、工期短縮等で有利との判断をもとに、この工法を採用を決めています。市長及び担当部署から聞き取りをしたところ、現在は工事の設計委託中のことです。

2011年（平成23年）の東日本大震災では、九段会館、茨城空港、ミュージア川崎を初め、全国約2,000施設の天井が崩落し、死者、負傷者を出しました。日本建築学会は、建築構造躯体自体は崩壊しなくても、非構造材である天井材（石こうボード等）が落下するケースが多発したことを重視して、人命保護を確実に実現すべき性能にすべきとする「天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン（平成25年3月4日版）」を提言しました。その中で、確実な人命保護と、本来要求レベルの異なる維持管理等がないまぜに議論されてきたことを問題視し、人命の保護を確実にした上で維持管理等をすべきとして、明確に優先順位をつけています。この科学的知見に基づく提言を受けた政府は、早速特定天井脱落防止対策の規制強化を盛り込んだ関係法令を施行しました。

文部科学省の地震調査研究推進本部作成資料に基づく「図録 地域別の大地震発生確率 30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率（2018年度版）」によると、千葉市の確率は全国一高い85%と

予測されており、耐震改修は喫緊の課題と言えます。東日本大震災後の津波による宮城県石巻市立大川小学校の児童が死亡した事故に関する、遺族23名が市と県の損害賠償を求めた訴訟は、最高裁が市と県の上告を退け、仙台高裁判決の市と県の防災対策が不十分であったとする過失の内容と14億3,600万を支払えとする判決が確定しました。この判決は、学校の管理運営に携わる公務員の、いわゆる組織的過失を初めて認め、安全確保義務を課した裁判例で、防災対策の判断を行うに際しては、文化ホールの管理にかかわる市長や教育長、関係職員、ひいては予算を議決する市会議員においても、さきのガイドラインとあわせて熟読し、しっかりと理解しておく必要があると思われます。

続いて、陳情事項も一緒に。

○柴田圭子委員長 はい。

○藤森義韶参考人 陳情事項。

文化ホール天井の改修については、文字どおり市民の安全にかかわる重大な関心事であることを踏まえ、市議会として市長及び教育長に対して、利用者や市民への十分な情報の公開と説明を行い、日本建築学会などの科学的知見を参考とするなど、慎重な手続による市民合意を得た方式にすることを要請してくださることを陳情いたします。

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。先ほどの説明に加えて、説明等ありますか。

○藤森義韶参考人 若干の補足説明があります。私の、先ほどの続きの部分です。

○柴田圭子委員長 じゃあ藤森参考人、お願いします。

○藤森義韶参考人 先ほど申し上げましたように、私どもがこの情報を確認したのは9月3日です。その時点まで、議会にも市民の皆さんにも、文化ホールがこのような状態にあると。人命を脅かすような天井落下の危険性があるということの報告を受けて工事を進めていることさえ、議会にも市民にも何ら連絡はされておられません。果たしてこういう姿勢でよろしいのでしょうか。危険なものは危険と知らせることこそ、安全対策の初歩ではないでしょうか。そのことが今回の中では大きな手落ちではないでしょうか。市民は実情を知り、それぞれに安全対策をし、心構えができるものです。だからこそ、この情報の公開ということは大切なものであります。

私どもは教育委員会の報告以後、白井市の状況、経過報告、それから進捗状況などについて、教育長、担当所管部署及び市長に面談し、問題点の指摘と、それから情報の把握を行いました。また、この間、地震問題に対する所管である文部科学省及び千葉県、東京都、それから建築に関する所管である日本建築学会、それから国交省、そして関係自治体、関係自治体というのは千葉市、三重県松阪市、神奈川県厚木市などの自治体からの情報、それからインターネット上の情報を検索し、事実に基づいた検討をしてみました。

私どもの所属するしろい梨の会では、例会及び幹事会で二十数時間の論議を重ねてこの内容を検討し、今度の文化大ホール天井改修に関することは、利用者の生命、安全にかかわる重大な問題であることを認識し、そのことをまとめたのがきょうの陳情書及び補足資料であります。再三申し上げます

が、陳情は何よりも市民の命と安全をどのようにして守るかが問われている内容です。そこには文科省、あるいは国交省、日本建築学会が言っていますように、何よりも人の命を最優先する、守ることを最優先するということが大事であると指摘しています。事前対策として、少しの疑問、不安を残してはならない。果たして今回の白井市の対策がそれに沿った内容でありましょうか。委員の皆様、どうかその観点に立った論議、審査をよろしくお願いいたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。

では、岡野参考人。

○岡野三之参考人 岡野でございます。

○柴田圭子委員長 座ってどうぞ。

○岡野三之参考人 ありがとうございます。本日は委員会において意見を述べる機会をいただき、委員長、そして委員の皆様へ感謝申し上げます。

平成26年に特定天井に関する規制強化が告示されましたが、既存建築物には遡及的に適用されないことや、音楽ホールの天井が複雑であることなどから、改修が遅々として進まないのが現状でございます。そのような中、白井市が先進的に取り組まれようとしているその姿勢に敬意を表したいと思います。

お手元の資料について説明させていただきます。

この資料でございます。これらの資料は執行部からいただいたものと、白井市のホームページから入手したもの、そのほか、国交省、日本建築学会、文科省、千葉県、NHK及び三重県松阪市などの資料でございます。本日の私の役割は、天井の安全性について各資料を紹介することです。安全とは客観的なものであり、科学的知見に基づき、定量的に数値で説明するものです。したがって、私の主観が入る余地はほとんどありません。一方、安心とは主観的なもので、個々人の心の中のものであり、安全と安心は全く別のもので考えております。安全についての説明ですから、主観が入らないよう注意しながら説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

委託コンサルの現状調査報告の抜粋です。特定天井とは、落下すると重大な事故につながる、括弧内に書かれておる6メートル超えの高さ、面積200平米超え、質量2キログラム平米超えのつり天井のことです。書かれている定義に当てはまる天井で、なし坊ホールはこの特定天井に該当いたします。コンサルからは、特定天井と非構造部材に大別されて報告されております。特定天井については、丸ポツ4つ指摘されております。その一番下、国土交通省告示第771号の技術基準に適合していない既存不適格の状況である。既存不適格というのは、新しくできた法令には適合していない、このホールができた当初の法律には適合していると、そういう意味でございます。この告示第771号は、26年施行の天井の安全にかかわる告示で、それ以前に建設された建物は既存建築不適格とされ、この年、26

年を一般的に、業界というのはまずいかもかもしれませんが、建築界では天井耐震化元年と言われております。

次、非構造部材については、そこに書かれている3点について報告されております。

今後の説明資料の中心となる2つの工法については、まず準構造化天井について。地震時において天井が損傷、脱落する可能性が低く、被災後の施設利用は可能。

ワイヤー補強について。天井下地（米印1）のみの緊結であるため、面材（米印2）が野縁（米印3）から脱落した場合には、面材の落下を防止できない、などが報告されました。

この説明を御理解いただくために、左下のつり天井の構造をごらんください。

文中の米印1、2、3について御説明いたします。天井下地とは、仕上げ材を取りつけるための構造部材で、野縁、野縁受け、つりボルト、ブレースをいいます。ワイヤー補強はこれだけの緊結です。金属部分だけの緊結です。面材とは、仕上げ材の石こうボード等の板材です。野縁にビスでとめられます。野縁とは、面材を張りつけるための棒状の部材です。金属製です。御理解いただけましたでしょうか。印刷がちょっとまずいので、石こうボードの色がついておりませんのでわかりにくいですが、左下に石こうボードなどと書かれております。ワイヤー補強は、この石こうボードが脱落した場合、落下を防止できません。下の写真、一番下にビスの頭抜けによる石こうボードが落下した天井の写真があります。野縁が残ったまま、ボードだけが脱落した状態です。その理由等は、後ほど御説明いたします。

2ページをお開きください。

教育委員会、行政経営戦略会議における検討経過について、概略を説明します。教育委員会の審議（コンサル作成の工法比較表4ページ）により説明されました。

4ページを開いてください。折り込みでとじられています。よろしいでしょうか。

審議は、施工性、音響性能、工事期間、工事費等7項目について、二重丸、丸、三角、バツで評価されました。安全性については概要説明欄で記載され、評価7項目から抜けていました。総合評価で左から2番目の準構造化天井の安全性については記述していました。右から2番目のワイヤー補強については、概要で天井仕上げボードが落下するとだけ記載され、その危険性の度合いが説明されないまま、工期やコストがすぐれていると総合評価しています。委員会では、安全性より工期や工事コストを優先して、ワイヤー補強が採用されました。

恐縮ですが、2ページにお戻りください。

今の比較表は文字が小さくて読みにくいところがありましたので、重要なところを抜き出しました。以下が採用されたワイヤー補強と、次点となった準構造化天井の概要です。表中の米印は、陳情者の追加説明です。先ほどと重複しますが、再度説明させていただきます。概要説明欄、準構造化天井、建物と天井を一体化することで、地震での落下が回避できる。ワイヤー補強、天井下地、金属部分の落下防止は見込めるが、面材が野縁から脱落した場合（ビス抜け）は落下を防止できない。国からの

補助金、準構造化は11.5%ございますが、ワイヤー補強はございません。これはなぜかといいますと、新基準に不適合であるからです。後ほど御説明いたします。工事費、工期はそこに書いてあるとおりです。総合評価、安全な天井を改修することが可能である。ワイヤー補強については、施工性がよく工事期間も短いとコンサルは総合評価しておりますが、そこに安全という言葉は1つもありませんでした。補助金補正をすると、2工法の差額は7,600万ぐらいになります。ワイヤー補強は一時的な補強であり、今後予定されているホール全体の大幅な改修計画では、撤去して新基準に適合した新しい天井に再度の工事となります。準構造化天井は、今後の改修計画を先取りして新基準適合の天井を改修するので、再度の工事が避けられます。ワイヤー補強は増改築時にのみ適用する基準であり、当ホールで採用しても新基準に不適合となります。当ホールは、増改築は現在しておりません。そういう意味です。増築とは面積をふやすこと、改築は用途、規模、構造の著しく異なる建築物に建てかえることです。後刻詳細は御説明いたします。2枚の12ミリ厚の石こうボードから成る重量天井の落下による危険性がありますが、評価表では危険性を評価しておりません。ワイヤー補強は、音楽ホール等重量天井の改修実績は、私どもの調査によりますと、今のところないようです。

次のページをお願いします。3ページ。

行政経営戦略会議の会議報告です。教育委員会の資料を活用し、審議されました。今回の改修の位置づけは、長寿命化や耐震改修ではないが、利用者に対する安全対策である。ワイヤー工法を選択した理由は、文化会館の運営に影響を与えず、安全を高めることができると説明されました。しかし、コンサル報告では、ワイヤー補強は石こうボードの落下は防止できないとしております。本会議でも、安全（準構造化天井）より、工期・コスト（ワイヤー補強）を優先する工法が採用されました。石こうボード（重量天井）落下による頭骨への危険性は説明されていませんでした。26年施行の特定天井耐震基準は、中地震（震度5強程度）を想定したものにすぎません。切迫する地震に対する十分な検討もなく、安全性の向上が図れるとしておりました。

建築基準法第1条では、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、福祉の増進に資することを目的とすると書かれております。国民の生命、健康の維持でございます。

次、日本建築学会は、人命の保護が確認された後に、人命の保護が確認された後に、コスト、工期、音響、維持管理等次元の異なる要求性能は検討されるべきとしております。日本建築学会とは。ホームページをそのままコピーしてそこに記載しております。日本建築学会は、建築界で最も権威がある学術団体です。建築関連法令も当学会の科学的知見に基づいています。今回のガイドラインは、上記ホームページ下線部の社会的な要請に基づく課題に対して、特別研究委員会を組織して作成されました。11名の研究者が集まって1年半かけてつくったのが、このガイドラインでございます。

4、5、6ページは、教育委員会及び行政経営戦略会議の資料ですが、要点は既に説明しましたので、各自後ほど御確認ください。

7ページをお開きください。

国交省が公開している、新基準における天井脱落対策の対象となる天井と検証ルートです。新築建築物と既存建築物に大別されております。白井市文化会館大ホールは、右側の水色で示されている既存建築物で、既存の天井は矢印の下の枠に書かれております。初めの丸、新築時の基準、原則これです。または落下防止措置とあります。原則は新築と同じことをしなさいということをおっしゃっております。ただし増改築のみ、下に示されている、天井が損傷しても、損傷することを前提として、落下しないような措置がされているもの、すなわちネットの設置、あるいはワイヤー等でつる構造というふうに位置づけられております。天井が損傷した後の対策です。ワイヤー補強は天井下地だけの対策ですから、ボードの落下は防げません。直接ボードが頭を直撃いたします。逃げる暇などありません。建築基準法は、既存不適格建築物の増改築を行う際には、原則として既存部分の現行基準への適合を求めています。しかし、改修によるストック、既存建築物の有効活用を円滑化するために、いろいろな緩和措置を認めております。構造、防火、避難、衛生、用途、様式等々の規定が緩和されます。今回、それに天井規定が追加され、緩和されたということでございます。具体的にはワイヤー補強とネットが指定されたわけです。当ホールは増築でも改築でもございませぬので、新築時の基準が適用されませぬ。準構造化天井は新築時の基準に分類されます。

中央の新築建築物等をごらんください。特定天井とは、繰り返しになりますが、脱落によって甚大な危害を生ずるおそれのある天井で、括弧の中に6メートル超えの高さ、面積200平米超え、質量2キロ超えのつり天井、つり天井というところが大事で、これと準構造化というものは違うということです。それで、日常的に利用する場所に設置されたつり天井と。以下の、その下の橙の四角の中に、以下のいずれかのルートを適用し、検証すること。一体何をどう検証するか。その下に小さな点線で囲まれたところがある。中地震で天井が損傷しないことを検証、これにより中地震を超える一定の地震においても脱落の低減を図る。いいですか。損傷しないことを検証するんです。先ほどのワイヤーとネットは、損傷した後、直接頭へ来る上で、途中で落下物をしばらくの間保持すると。そういう位置づけで、明確にその安全性が劣るといふふうに位置づけられております。このままワイヤー補強で済ませれば、次期大改修まで危険なまま、安全解消を先延ばしすることとなります。

その下のほうのページに移ります。既存建築物への対応というのが下のほうに書いてございます。下の水色の枠、既存建築物の対応では、初めの丸にネットやワイヤーの設置の基準について、増改築時に適用できる。それ以外はできないということです。基準として位置づけていますよと真っ先に書いてございます。その下、防災拠点施設など特に早急に改善すべき建築物（米印）について、改修を行政指導しますと。米印のイを見てください。固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場など。白井の大ホールはここに相当します。すなわち早急に改善すべき建築物でございませぬ。丸の4番目を見てください。社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の活用による改修費用への支援、これがございませぬ。これが先ほど言いました11.5%の補助金が出るということ

す。ただし、この制度は時限立法です。そこで国交省及び県に確認したところ、継続の見通しとの回答を得ております。

8 ページをお開きください。

今まで何度か出てきました、日本建築学会の「天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン」の抜粋を紹介いたします。下のグラフは、石こうボード等の落下と側頭頭骨崩壊荷重を確認する試験結果でございます。横軸は落下高さ、縦軸は頭骨への衝撃荷重です。そして、折れ線グラフに示される丸、三角、四角は、落下ボードの重量別に行っているということでございます。衝撃荷重の単位がニュートンで表示されていますが、2,000ニュートンは200キログラムと考えてください。赤い線が頭骨崩壊荷重です。白井市ホールのボード重量が一番上の折れ線です。頭骨崩壊荷重の3倍程度が予測されております。これにつきまして、日本建築学会の解説を抜粋して御紹介いたします。「天井落下の安全性は落下する天井材が人体接触時に与える物理的影響と、人体側の耐性によってある程度、客観的に判断できる。上記実験は人命保護に関わる適切な安全性評価法である」。現在、これにかわるものはありません。「また、ボード材料のビス固定耐力は湿度影響を受けやすく、繰り返し外力に対して徐々に耐力低下していく恐れがある。温度変化による強制変形の繰り返しも損傷を広げる要因となる。さらに想定を超える地震動に遭遇すると、この部位への応力集中と繰り返し荷重により損傷する懸念が残る。ボードの落下防止対策が必要である」。四角の中もこの学会の抜粋です。「音楽ホール等重量天井は、構造部材と全く同等の安全性を持つ準構造化天井を実現すべきである。材料、設計、施工、監理において構造と同等にすることが準構造化である」。一番下に陳情者の意見、申しわけありません。意見がここで入ってしまいました。「白井文化センター大ホールは重量天井であり、上記実験からその落下による衝撃荷重は頭骨崩壊荷重の約3倍以上が想定されます。ワイヤー工法は、重量天井のボード落下を防止できません。「人命確保」の観点からは大きな不安が残ります」。

9 ページをお開きください。

国が公表している都道府県庁舎所在地別大地震発生確率と、当ホール敷地の揺れと工法の関連について御報告いたします。文科省地震本部が公開した都道府県庁舎所在地別大地震発生確率、すなわち30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率によりますと、千葉市役所敷地の確率は全国一高く、85%とされています。一方、平成27年、千葉県は千葉北西部直下地震を想定した地域防災計画を策定し、公表しております。30年間に発生する確率を理解しやすくするため、国は他の災害・事故の確率も同時に公表してくれておりました。

下の表をごらんください。千葉北西部直下地震の確率の高さが理解できると思います。ここに大きさと書いてありますが、確率ですから、高さというふうに修正をお願いいたします。

さらに下の表をごらんください。各基準と想定震度階と参考加速度比較をしております。加速度が大きくなるほど、建物に作用する地震力は大きくなります。千葉北西部直下地震の震度階6弱という米印は、白井市役所敷地の予測震度です。それでは3つの基準について御説明いたします。特定天井基

準、先ほどお話ししました中地震です。これは震度階でいうと5強を想定しております。この際の参考加速度、地表面が揺れる参考加速度は100から200ガル、千葉北西部直下地震、6弱で、加速度200から300ガル、構造体設計基準、6強、300から400ガル、この特定天井、中地震の加速度を標準に、その倍率を見ますと、倍率が書いてあります。千葉北西部直下地震はその1.7倍、構造体設計基準は2.3倍となります。

一番下の四角に入ります。日本建築学会の推奨する構造体と一体化した準構造化天井は、震度6強を想定しています。千葉北西部直下地震で予測される白井文化センター敷地加速度の約1.4倍が確保されます。準構造化天井は、材料、設計、施工、監理において、構造躯体と同等の品質を確保する工法です。一方ワイヤー補強は、先ほど説明しましたように、特定天井基準にも達していないということでございます。

10ページをお開きください。

これは、先ほどもう既に陳情趣旨の中で話が出ましたが、宮城県石巻市の大川小津波訴訟について、最高裁判決後にNHKが「時論公論」でいろいろお話しされていますので、それをNHK「時論公論」よりそのままここへコピーしたということでございます。要点だけ幾つかかいつまんでお話しいたします。東日本大震災の津波に襲われ、児童74名が命を奪われた宮城県石巻市の大川小学校をめぐる裁判です。最高裁判所は市と県の上告を退ける決定をして、学校と行政の過失を認めた判決が確定しました。司法の判断は、今後全国の学校現場や自治体の防災対策に影響を与えると見られます。その内容と、今後求められる対策について考えますということとして、「大川小学校の全校児童は108人でした。地震の直後、児童たちは教員の誘導で校庭に集まりました。20人あまりは保護者が引き取りに来て下校しましたが、残りは校庭にとどまりました。津波が来るまでおよそ50分の時間がありました。「山へ逃げよう」と言った児童もいましたが、校庭から動きませんでした。そして津波が押し寄せる直前になって、すぐ裏の山ではなく、反対の川に近い高台へ向かいます。そこで川を越えて押し寄せた津波に襲われました。なぜ校庭にとどまり続けたのか。ここでどのようなやりとりがあったのか。はっきりとした詳しい経緯は今も分かっていません。2審の仙台高裁は「地震の前の備え」つまり事前の予測や防災対策を重視したのです。事前に作られていた市のハザードマップでは、大川小学校は津波の浸水予測範囲に入っていませんでした。このため市や県は「事前に津波は予測できなかった」と主張していました。仙台高裁は「ハザードマップの予測には誤差がある」と指摘した上で、「校長らは地元の人よりもはるかに高い知識や経験が必要だ」「学校の危機管理マニュアルを改定して備えを充実すべきだった」と判断しました。震災前の備え、つまり「事前防災」に過失があったとして賠償を命じたのは初めてと見られます。加えて自然災害は、現在の技術では予測に限界があります。今回はそのことも認識した上で、実効性ある対策を求める「安全確保義務」を課しています」。

11ページの中央部分。次のページです。

そこに今までの話がまとまったイラストのように書いてありますが、そこで強調されているのは、

組織全体で「事前防災」をすることというふうにはNHKはまとめておりました。

12ページをお開きください。

これは学識経験者・専門家・利用者らによる検討をした、つり天井を検討したんですね。三重県松阪市の事例を紹介いたします。この資料の中で、天井が天井というふうになっているところが多数ございますので、おわび、訂正いたします。天井を検討したわけではございません。4施設のつり天井改修方法の検討委員会です。4つの施設の天井です。委員の構成は13ページに記載のとおりです。諮問から答申までは2カ月足らずで、13ページの下半分から14ページにその結果が出され、8工法の検討がされております。

14ページで準構造化天井と落下防止ネットが採用されました。ネットが採用されました。その採用理由が右側に書かれております。一番下にワイヤー工法が採用されない、その理由も載っております。その理由は、駅舎など軽量かつフラットな天井のみで施工できる方法であると。したがって、白井市のコンサル報告とは異なる結果となっております。

次に、本日お配りしました追加資料の説明に移ります。A4、1枚だけでございます。よろしいでしょうか。初めにお手元資料のコピーが大変読みにくくなっていることをおわびいたします。必要と思われる箇所はその都度口頭で申し上げますので、書き込みくださるようお願い申し上げます。この資料は、新基準が施行された直後に、準構造化天井として改修した事例紹介です。建築会館とは、先ほど紹介いたしました日本建築学会の拠点です。そこのホールの天井を準構造化天井に改修した事例です。今後改修を予定しているものには貴重な資料となっております。大手建設会社の清水建設が資料を公開しております。白井市がもし準構造化天井を選択する場合のスケジュール作成に役立ちます。事業化検討の流れは、調査、診断、提案、改修方針、実施設計、そして施工となります。この改修は13カ月に完了してきた事例ですが、そのうち11カ月が調査から実施設計であり、この間はホールが利用できます。これら調査から設計までは、工事規模に余り関係ございません。大きくても小さくても、ほぼ同じぐらいかかるということです。工事は2カ月に竣工しております。2カ月間はホールは使えません。なし坊ホールの準構造化工程を想定した場合、もし来年1月から検討を開始して、来年中、12月中旬に設計完了して、再来年1月から3月までが工事、3カ月間会館は閉館、そして4月オープンという可能性も想定されます。

下の比較にある工事費は、天井材等の仕様によって多少差が出ています。下の表で他の準構造化天井の改修実績となし坊ホールのコンサル提案資料を比較しましたが、この出典は、実績につきましては日本建築防災協会事例集、これは国交省から委託され、事例集を収集して公表している協会、その事例集、そしてなし坊に近い規模のものを選びました。それと今回白井市へ提示されたコンサル報告書をそこに比較表としてまとめました。建築会館は座席数が200、それから電力ホールが1,000、なし坊800。天井面積、会館が300、電力ホール450、なし坊487。工期2カ月、3カ月、7カ月。工事費5,000万、1億5,900万、1億2,600万。これは税込みで表示しております。コンサル比較表の中の、

先ほどのA3の折り込みの数字とここがちょっと、税込みかどうかで違ってまいります。この結果、なし坊の工期、少し長いように感じます。また、なし坊の仕様の詳細が不明でございますので、価格についてコメントはできない状況であります。

以上で私からの説明は終わります。御清聴ありがとうございました。

○柴田圭子委員長 参考人、ありがとうございました。

これから質疑に入りますけれども、1時間たちますので、ちょっと暫時休憩。11時10分から再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

それでは今説明を受けましたので、これから質疑を行います。

参考人の方に申し上げます。発言に当たっては挙手をして、委員長の、私の指名を受けてから発言をしてください。議事録の関係です。

では、質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 資料P4、このA3の7つの工法が書いてある資料なんですけれども、こちらの資料に一番大事な安全性の項目が抜けているのはなぜなのか質問いたします。

○柴田圭子委員長 岡田委員、これは提出しているのは執行部のほうなので、執行部のほうへの質問ということよろしいですか。

○岡田 繁委員 はい、そうです。

○柴田圭子委員長 じゃあ、お答えできる場所はどちらでしょうか。この資料の作成及び提出したところになるかと思いますが。

高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 今、資料の4ページの工法比較表の御質問かと思いますが。⑥番目のワイヤー補強工事の総合評価の箇所に安全性の説明がないということでございますか。

○岡田 繁委員 いや、そうじゃなくて、工法の部分にいろいろ書いてあって、そこの項目の中に安全性という部分が抜けている。一番大事な安全の部分が抜けているので、それはなぜ抜けているのかということです。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 失礼いたしました。左側の工法の、例えば施工性とか、意匠性とかいった項目の中になぜないかということですね。

○岡田 繁委員　そうです、そうです。

○高山博亘公共施設マネジメント課長　ここには項目としてはございませんけれども、実際は調査表が、この項目ごとに詳細に書かれたものがございまして、そちらにその安全性に関する記載がございます。こちらの一覧表にはその部分が、確かに一部総合評価のところ記載がある部分もありますけれども、基本的にはこの大もとの調査のほうで、その記載があるということでございます。

○柴田圭子委員長　岡田委員。

○岡田 繁委員　市が選んだ工事法、ワイヤーの補強なんですけれども、こちらにはその石こうボードが落ちる可能性もあるというふうに書かれているんですが、これに関してはどう思われますでしょうか。

○柴田圭子委員長　高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長　石こうボード、化粧材の部分の落下のお話かと思いますが、先ほど参考人からもお話がございましたけれども、今回ワイヤー補強工事によって、そのつりボルトの野縁、野縁受けの固定をしっかりと、面的にボンと落ちることを避けるという工法をとっております。ですので、その石こうボード部分につきましては、確かに100%落ちてこないということは否定はできないというところでございます。

○柴田圭子委員長　岡田委員。

○岡田 繁委員　資料を見させていただいて、あと先ほどの御説明を伺って、落下防止ネットの設置ということも考えられると思うんです。その落ちてきたボードをネットですくうという方法があると思うんですけれども、この資料を見ると施工不可と書いてありますが、それはどうしてなのでしょう。

○柴田圭子委員長　高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長　同じく資料4ページの比較表の⑤番の落下防止ネットの施工が不可という理由についてかと思いますが、こちらについてはこのネットを補強するアームの部分ですね。構造部材であります壁に打ちつけることが必要になりまして、ただ、今回の文化会館につきましては、音響設備がかなりございます。壁にも、その音響性を確保するための化粧壁がございまして、そこから構造部材までかなりの距離がございまして、今回ネット工法によっての施工が難しいという調査結果をいただいているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長　和田委員。

○和田健一郎委員　私も教育委員の資料を拝見しまして、参考人にちょっとお聞きしたい。確認の部類でございますが、この陳情資料の2ページの米1の部分に、準構造化天井は再工事が避けられるという部分があったと思います。私たちの、さらにその部分確認したいのが、6ページには目的としては当面の、6ページの目的なのですが、「今後の文化センターのあり方が決定していないことから、

当面の間は」ということで書いておりました、私としてははっきりこの方法というのは応急処置という形で、また本格的な工事をするというように私も直前まで認識として思っていたものだったので、この準構造化天井は再工事が避けられるということで基準に達しているということだったのですけれども、もう一度、この基準というのはどの震度に対応してやっているかということをお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 この先ほどの資料3、国交省のカラーの検証ルートというところで御説明申し上げたと思いますが、つり天井ではなくなると。準構造化天井はつり天井ではなくなりまして、この計算ルート、構造計算ルートというところで安全性を確認することになります。そしてこの、先ほど来何度か御説明しましたように、準構造化天井は躯体と一体化することですから、躯体は震度6強、構造体、躯体というのは柱、はり、耐震壁など、建物そのものの倒壊を防ぐためにある部材です。それと一体化する、要するに構造体として設計をするということでございますから、準構造化天井は躯体と同じ6強、そういうことです。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 そういうことでありましたら、この米1のワイヤー補強の差額ということで7,600万、この先ほどの説明のとおり、値段が実際にやってみるのは多少の差異はあると思うので参考にできないのですが、つまりこのワイヤー補強の場合でしたら、その差額以上にまたもう一度工事をしなければ、本格的な来るべき工事のときになるということで、1年に一度の工事で天井の部分はいわゆる新基準に達するので、再工事は不要ということでしたら、この認識としましては、そういう面でもまた差額が縮まるというような考えの認識でよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 御指摘のとおりです。この準構造化天井は、したがって将来、5年か10年先に考えている改修を先取りするということで、1年で先取りしちゃいましょうという、そういう解釈ができるということです。御指摘のとおりです。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 とにかく資料を読んでいる限りではなかなか難しいところで、あくまでもこの今回の議論は応急措置の議論だと、ちょっと私自身が資料を読み違えて……。と申しますのは、やはりコンサルの専門家の方は当然の知識として書かれていることが多くありまして、その部分が記載していないものですから、ちょっと私のような素人ではなかなか読みづらい部分がありました。

そうしますと、非常に前提が大きく違ってきます。もちろん白井市としましては手をこまねいてるのではなく、全国の自治体、千葉県の計画を見ましても、たしか第1期、第2期として平成換算では35年までが第1期で、第2期としては35から39年、ちょっと西暦での計算は。という形で、その間に何か特定天井に関してはしなければいけないということを言っている中でいいましたら、もちろん

白井市としては先端にやろうとしているという、ここに関しては行政も含めて大きな部類であるかと。ただ、その中でコンサルとの意見との相違という部分が先ほどもあったとおりでございますが、これはなかなか市民参加というより、専門の技術者同士の再検討というような形が私は必要じゃないかと思う部分があるのですが、それにつきましてはどうお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 専門技術者同士ということをどう定義づけるかから始まると思います。そのコンサル、及び市にも1級建築士が何人かいらっしゃいます。それで市民の中にもたくさん専門家はいらっしゃると思います。そういうことをイメージされての話し合いということというふうに理解するならば、その結論は日本建築学会のガイドライン以上の議論は誰1人できません。あれが今の、技術者であればあれを信じるしかないんです。したがって、技術者同士の話し合いは余り意味がないと考えております。多分話し合いをしても、ガイドラインが出ているのにそれでやろうよということで、すぐ一致するものと考えています。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと私も、そうですね、専門といいますか、建築でもあれなんですけれども、専門の人間ともやっていた中でいいましたら、やはりそれに近い結論という形の見解を言っています。ただ、条件をつけましたら、正式なコンサルを受けて調査を現物でしていたわけじゃないものですから、具体的に値段だとか、そういったところは言えないというところでありましたので、もちろんこの建築学会のそれを踏まえての何かのですね。そうすると大きく今後の、何といいますか、議論の余地が出てきたかなと思っています。

質問としましては、またさらに、こちらマネジメント課のほうにお聞きしたいんですが、一応もちろんと思いますけれども、面材の脱落ということが指摘されている以上は、市としましては、その石こうボードでしょうか、その経年劣化などの強度に関するチェック、調査というのはされていらっしゃいますか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 当市では石こうボードを使用しておりますけれども、その安全性につきましては、今回の調査におきまして打診、触診、あと目視調査も行われていますが、これらによって今現在のところ、損傷はないという報告を受けております。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ただ、市の施設の場合、石こうボードはたしか2枚重ねでやっていたと思います。なかなか目視や打診でも難しい部分があるんじゃないかなと思っておりますが、もちろんそれでなかなか難しいところがあるんじゃないかなと思っておりまして、このことに関しては、さらに定期的に検

査はされているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 今回の調査とは別に、建築基準法に基づきます特定建築物の調査、報告を、特定行政庁であります千葉県に報告する義務が2年に一度ございますので、その調査の時点でも同様の調査項目がございますので、そちらでチェックをしているところでございます。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 まず質問する前に、岡野参考人、詳しい説明ありがとうございました。よくわかりました。

では、陳情者に伺いたいと思います。陳情文書によりますと、陳情の要旨というのは恐らく人命の、市民の保護、生命の保護に尽きると思います。今、ここでは陳情要旨というよりは、陳情事項に関して審査をするところでありますので、陳情審査について2件ほどお伺いしたいと思います。

市民合意ということが事項の中にうたわれておりますけれども、今回の場合のようなことを想定して、市民合意というのは具体的にどのような形がとり得るとお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 申し上げます。市民合意というのは、今回の場合は非常に喫緊の課題なんです。そうしますと、議会にそのことを問うということも、これも議会の議員の皆さん方、市民から選ばれた方です。これも1つの市民合意なんです。だからそういうことも、最初に私が申し上げたように、今回のことについて白井市は議会にも説明していないんです。そういうことでは困るよと。だからぜひとも議会の皆さんも、議員の皆さん方もそのことを承知の上で、私どもはもっと広く市民の皆さん方にこの場で問えということじゃないんです。喫緊の課題でありますから、まずは少なくとも議員の皆さん方にはそのことの合意を得て、やっぱり実施すべきじゃないか。少なくともそういう内容は報告すべきだと。それが最低限の行政としての義務ではないかと思っております。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 よろしいですか。そういう意味で、先ほど松阪市の事例を紹介いたしました。これは普通の建物の建設と異なりまして、天井だけなんです。しかも明確に日本建築学会のガイドラインに示されているので、あれと違った意見が市民から出ても、受け手側の行政としては、その市民の意見を排除するわけにいかないと思います。したがって、ああいう、今のところ誰も反論できないようなものが出されていますので、市としてはこういうことに基づいて、例えばガイドラインに基づいて、具体的に話していいのかな、準構造化天井を採用することにしましたがいかがでしょうかというパブリックコメントを短時間ですることも可能だと思います。それと、松阪市のように2カ月足らずで、利用者の代表者や専門家を入れて合意をするというのも手かなと思います。

それと最後に、日本建築会館のスケジュールをお示しましたが、あれの初期の一、二カ月というのは、まさにそういう手続の話なんですね。ですからその間に、市としてどういう手で合意をとるか

というのは、いろいろな方法があるように思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

もう1回、古澤委員。

○古澤由紀子委員 またその後に市民合意というのがございます。今の御説明を伺いましたら、議員の合意とか、そこが入ってくるわけですけれども、これは究極的に社会科学というよりは技術的なことに関して、専門家でなければわからない部分もほとんどでございますが、そうしたときの市民合意とは、議員というのは別として、ほかに何か、どういう形がございますでしょうか。

○柴田圭子委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 今、白井市が委託しておりますコンサル、これも1つの方法だと思います。それが、今白井市が中心的に相談をしているのはコンサルです。しかしながら、今後の問題についていえば、それは先ほどから岡野氏が申し上げていますように、市民の中にも、それから行政の中にも、それなりの専門家がいるわけです。そういう人たちの知識、経験等をやっぱり生かしていく方法をとったらいかがかと思います。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほど和田委員のほうから、技術者による会合ということを行いましたら、ガイドラインにまさる結果はないということをおっしゃっていただきましたので、そうするとガイドラインのほうの検討ということが1つ出てきてもよろしいわけでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 ガイドラインの検討という意味を……。

○古澤由紀子委員 ガイドラインによる。ガイドラインを指針として、そこを検討していくということは、市内の技術者の方ですとか、いろいろな方、専門の方ですね。その方が集まって検討するよりも、ガイドラインの内容を上回るものではないとおっしゃっていたものですから、それも1つの方法として残されているのかなと思ってお伺いしました。

○岡野三之参考人 ああ、そういう。わかりました。私もそう思います。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 失礼しました。そう思います。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 一応補足としましては、もちろん建築学会でのその話もあるんですが、ただ、その資料には、冒頭にも書いてあるとおり、新技術が開発されたその場合には、もちろんそれにまさるものはあるというか、技術の世界の日進月歩ということもございますので、その結論ありきというわけではなく、そういう面でも技術者という、今後の必要性があるということがあると思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 おっしゃるとおり日進月歩、まさにそのとおりです。準構造化天井そのものの工法が幾つか、いろいろな業者で開発されてあります。そういう意味でも、たくさんある準構造化の中のどれに絞るかというのは、最終的な実施設計、あるいはその基本設計段階で決めればいいことで、おっしゃるとおり日進月歩ではございます。ただ、今まで私、狭い範囲かもしれませんが、先ほど最初に言いましたように、こういう音楽堂のああいふ複雑な重い天井に関するものについては、余り今出てきておりません。最近出たのはネット工法よりちょっと上のやつで、大林組が公表したのもありますが、ほとんどが平らな天井を対象としています。なぜならば数が多いからです。メーカー、業者としては、市場の大きいところを当然狙って開発するわけですから、こういう特定の音楽堂というのは施設ごとに全部違いますので、材料から何から。それを普遍的に解決するような技術はなかなか見つけにくいのではないかな、そう理解しております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほど岡野参考人のほうから、ワイヤー補強の場合は一番下の石こうボードがすぐに落ちてきてという表現がありましたけれども、公共施設マネジメントのほうはどうでしょうか。ワイヤーボードの落ちる速度というのをどのように捉えていらしたのでしょうか。少し人が逃げる時間があるという形で……。

○柴田圭子委員長 質問は高山さんで……。

○古澤由紀子委員 そうです。高山さんです。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

〔「今指摘あった……」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 いやいや、私指していませんから。今、高山公共施設マネジメント課長に答えてもらいます。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 石こうボード、面材が落ちた場合の想定ということですがけれども、今回のワイヤー補強工事によりまして、先ほど申し上げましたつりボルトと野縁、野縁受けが一体的に、面的に天井から脱落するというリスクを下げるということに、今回の工法の一番のメリットがございまして、その部分、面的に一気に落ちるということを避ける時間で、その客席から避難をしていただくというのを考えているところです。

以上です。

〔「私のあれに疑義があるんじゃないでしょうか」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、岡野参考人。

○岡野三之参考人 今の御説明ですが、それと古澤委員から、ボードがすぐにとという御発言ありました。私が説明したのは、ボードが落ちた場合、途中でそれを受けるのがネット工法なので、直接頭へ落ちるという意味で、受け皿が何もないから。ワイヤー工法はボードをとめるものではありませんの

で、そういう意味ですぐ頭に来ると。今、課長がお話したのは、下地材の話なんです。鉄骨、金属部分の話がされたんですが、私はボードの話をしている。仕上げ材を。それが今、逃げる時間がないというのはそういう意味です。ボードが落ちた場合はボードがビスから抜け落ちることを言っているわけですから。そういうことです。

○古澤由紀子委員 わかりました。じゃあ、両方の場合があると考えたらいいんですね。

○岡野三之参考人 それはありますね。

○柴田圭子委員長 今の件ですか。

じゃあ、藤森参考人。

○藤森義韶参考人 その中でやっぱり最も危険なのは、ボードがそのまま落ちるんじゃなくて割れるわけです。それが一番危険なんです。その割れたものが、やっぱり下の会場にいらっしゃる皆さん方に最も危険を与えるものなんです。面材でそのまま落ちるということもありましようけれども、ほとんどが割れて落ちるんです。これまでの事例だと。そういうふうなことを申し上げております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今の御説明に関して、市のほうはどのような見解を持っていらしたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 今の面材が、例えば地震発災の際にどういった形で脱落するかというお話かと思うんですけども、それが面的に落ちるケースが多いのか、あるいはそれが損壊してばらばらに落ちるケースが多いのかというのは、その細かな数値を手元に持っておりませんのでお答えはできませんが、先ほど申しあげましたのは、今回ワイヤー補強によって、確かに岡野参考人がお話しになった面材そのものの脱落を防ぐ工法にはなっておりませんので、必ずしもそのボードが100%落ちないということは申しあげられませんけれども、その面的に落ちる、一気に落ちてしまうという大惨事を避けるための工法を今回選択しまして、その間地震が発災した際に揺れが生じて、しばらくはその場で避難というか、頭を隠して椅子の間に身をかがめて、揺れがおさまった段階で非常口から逃げていただくという時間を確保するということでの工法と考えてございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 岡野氏にお聞きします。先ほど頭蓋骨を破壊する3倍の強度がなし坊ホールの石こうボードにあるということだったんですけども、それは崩れた場合でも言えるんでしょうか。今何か、全体で落ちたら危ないけれども、崩れて落ちたらそれよりは危くないというような執行部の説明なのかなと思ったんですが、それについてはいかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 今の質問、もう一度確認させてください。もう一度質問してください。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先ほどの頭蓋骨を破壊する3倍の強度というのは、何について言っているんでしょ

うかという質問です。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 わかりました。先ほどの3倍というのは、御説明したとおりボードだけの話です。ボードだけが落ちた場合、しかも白井のなし坊のあのボードは12ミリ厚の石こうボードが2枚使われていまして、平米で17キロもある大変重いボードです。それを想定して3倍ということです。しかもあの実験は、詳細になりますが、真っ平らのまま落ちてきた状態です。あれが斜めに落ちてきた場合は、あれの何倍にもなると。したがって、その実験をされた東大の川口先生は、斜めに落ちたことは想定しないと。そんなのは実験しなくてわかるから、一番安全だろうと思う平らなまま頭へ当たっても、あれだけのものがあるという報告になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 私もガイドラインを読ませていただいて、まさにそういうふうに、違う角度で落ちている事故もあるから、そうなればもっと破壊力が増してしまうというのは書いてあったので、私が一番心配しているのはそこです。安全性が増すというふうに教育委員会で配られた資料に書いてあります。ワイヤー補強のところなんですけれども、天井が脱落しても一時的に保持する性能があり、安全面の確保ができると書いてあって、素人として、まず執行部にお聞きしたいなと思ったのは、その一時的に保持する性能があるというのは震度幾つなんでしょうか。それから聞きます。震度幾つまでは大丈夫ということなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 震動によって、震度階によつての耐用がどれぐらいかという御質問かと思えますけれども、現在は、その震度階によつて、震度の大きさによつて、どれだけ耐え得るかという数値は持っておりません。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 じゃあ、どこまで大丈夫という客観的な数値は、今のところないということですね。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 冒頭岡野参考人からお話あったように、その数値的な、要は震度6弱、6強まで大丈夫だといった数値は持ってございません。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 課長にかわりというか、補足をさせていただきます。天井は長い間、26年までは仕上げ材だったんです。したがって、震度幾つまでもつとか、そういう検討そのものもしてこなかった。あくまで仕上げ材だった。今回、8年前の東日本大震災で2,000以上の施設が被害を受けて、慌てて国交省も学会も、皆慌てて急遽こういうものをつくったわけですから、課長にそういう答えを

求めても、それは酷だと私は思います。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 そうですね。逃げるときにどこまで安全なのかなというので、1個聞かせてもらいました。専門的じゃない、素人の指摘で済みません。

あともう一つ、安全面の確保ができる、逃げる間は少し時間を稼げるということだったので、また執行部にお聞きしたいんですけども、今、なし坊ホールに802人最大で入ると思うんですが、逃げるのにどのくらいの避難時間がかかるから、どのくらいもてば大丈夫とか、そういう検討というか、データはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 逃げるという部分のシミュレーションというのはしたことがございません。参考までに、県内で、県立の施設でシミュレーションした時間というのが、約900席のホールが逃げ終わるという形の時間として25分というデータを、シミュレーションの中で聞いております。それから逃げる時間の前に、まず揺れている間非常に危険ですから、椅子と椅子の間に身を守る行動、頭を隠して落下物が椅子の背もたれと背もたれの間に入りますので、直撃が少なくなるという部分、それから避難については、その揺れがおさまって安全な経路を職員が確認した上で誘導補助者利用者の方々もおりますので、そういう方々と避難誘導を行っていくというふうに考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 8ページの先ほどの2,000ニュートンが人の基準ということだったんですけども、ちょっと私の記憶が、東京大学の実験でやっていたこの基準だったんですけど、たしか成人男性が2,300ニュートンで、成人女性が2,000ニュートンということで、つまりこの赤線というのは成人の女性で想定されているんじゃないかということでございます。言うまでもなく、この場合ですと、老人、お年寄りの方や子どもといった想定の場合は、さらにこの基準は2,000よりも少ないということの認識でよろしいでしょうか。その1点。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 そのとおりです。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 それで、ちょっと危機をあおるわけじゃないんですが、ただ、石こうボード自体というのは、建築機材としては非常に火災にも強かったり、いろいろな面で長く使用ということでやっています、そこまでもろいものではないというふうな意見もあったんですけども、一応石こうボードにつきましてはどういう見解をお持ちですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 石こうボードは、実はああいいうホールでたくさん使われています。その理由は、

これは日本建築学会も指摘されております。燃えないということです。そういう意味です。ただし、ホールという高い天井、6メートル以上の場合には燃える危険性がないから、より軽い材料に変えるべきだというのが日本建築学会の見解でございます。それと何といても安いです、値段が。そういう意味も含まれます。石こうボードは、先ほど学会が一般論としてどういう経緯で劣化していくかというのを話をしておりましたけれども、これは施設の環境ごとで劣化の状況がどんどん変わってきます。特に湿度ですね。一番最上階につくられた場合は、なし坊ホールのように鉄骨で屋根ができている場合は、天井裏が結露することの可能性が高くなってくる。すると結露の滴が落ちてというような心配もあります。それとこういうのが問題化されたのは8年前からなものですから、その辺の研究が非常におくれているんです。これは学会も国交省も正直に言っております。したがって、今これでやっというしてほしいというのが実情です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 御指摘のとおり、たしか私の記憶によれば、傾向としてプールの外壁でしょうか。そういう湿度が高いものがよく落ちるといった形の報告があったと思います。ただ、一般的な空港だとか、ほかのホールでも落ちていた事例もありまして、そのエビデンスが余りにも少ないものですから、その傾向と対策といった、どのくらいの強度でという、先ほどの指摘のとおりなかなか難しかったといったところが私の中でも認識しております。だからこそ、とにかく簡単に落ちるものではないという意見もあるのですが、ただ、よりよく安全にするということが今後の課題になるかと思っております。なかなか落ちた場合の重さというのがかなりの、位置エネルギー的なものが相当になりますので、6メートルではなく、恐らくなし坊ホールを参考にしますと、2階部分でも6メートルを超えている。1階部分でしたら、この白井のホールの部分というのは、白井のホールは、これは16メートルないか、これは何メートルと認識していますか。マネジメント課。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 当課で把握している数値については、天井高までは、大体ですけれども13メートルほどと把握しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに。よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 では執行部のほうにお伺いします。

現在、ワイヤー補強の工事の設計委託中と伺っております。この工事の工程について、いつ始まっていつ完成するのか、それを伺います。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 お話の実施設設計につきましては、今現在この調査を行った設計事業者へ委託しております。そこで出た費用について、来年度、令和2年度の当初予算に要求し

て、御審議をいただく予定としておりますので、今、現状まだ来年度の工期の具体的なスケジュールは調整中でございます。できるだけ、その委託を先行して行ったこともございますので、工期についてはなるべく早い段階で執行していきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 ワイヤ補強だと4カ月という、非常に大ざっぱな見積もりがありますけれども、そうすると来年の、このままいけばですよ。いけばという仮定をして、来年の4月ぐらいまでにできるということでしょうか。だから当初予算に乗ったとして。全部仮定の話ですけれども、どのくらいで完成することができますか。ああ、当初予算から4カ月間かな。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 繰り返しになりますけれども、現在予算をこれから要求しているところですので、あくまでも仮定のお話となりますが、令和2年度に工事費がいただけましたら、4月早々に入札を行いまして業者を選定して、工期では今のところ4カ月ほどを見込んでおりますので、秋口ぐらいまでには完了したいという予定でおります。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 白井市は公共施設マネジメント課で管理しているように、長寿命化修繕、いろいろ建物の手当てがあるわけですけれども、特定天井脱落防止対策を施すほどの重要な工事というのはほかにありますか。幾つか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 ことしの3月になりますけれども、公共施設修繕計画という計画をつくりまして、その中で基本的には老朽化の施設の優先順位をつけた計画になっておりますが、2点ほど優先する課題としまして、1つは安全性の問題と、あとは健康の問題と。この2点に絞って優先度を上げております。今言った安全性の問題で、白井市に特定天井が現在白井中、それから大山口中、それから七次台中学校、3校の武道場の天井が特定天井となっております。うち、七次台中学校の武道場につきましては来年度工事で完了しまして、その3校について全て特定天井が解消されるという状況でございます。あとは富士センター、公民センター、桜台センター、以上3つの施設のレクホールの天井も特定天井に該当する状況でございますので、富士センターについては今年度、実施設計を行って、来年度の工事費を予算計上する予定でございます。残りの桜台センター、それから公民センターのレクホールについては、来年度実施設計の予算を計上して、以降工事に入りたいと考えております。ですので、都合6カ所の特定天井が、令和3年度には全て解消されるという予定になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 白井中、大山口、七次台は来年度中に何とかなって、あとの残りの公民センターと桜台センターですか、そこと文化センターと、稼働率比べてどうでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 申しわけございません。手元に詳細な数字を持っておりませんが、桜台センター、あるいは富士センターについては、稼働率は比較的高いと思いますが、公民センターについては比較的、一般の施設に比べると低いかないという印象はございます。文化会館、文化センターについては、いろいろな設備、施設がありますので、大ホール、中ホールというものがありますので、ちょっと今手元にございませんですが……。

○柴田圭子委員長 直すのは大ホールですよ。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 はい、そうです。今回は大ホールの天井になりますので、大ホールの稼働率はちょっと、ごめんなさい、手元にございませんで。

○柴田圭子委員長 後で、じゃあ。後で出たら。よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 あと1点、済みません。特定天井脱落防止対策の規制強化を盛り込んだ関係法令というのが出て、この問題が明確化されたわけですけれども、そこに改修の時期をどのように規定されているのか。特定行政庁である県は、第1次の締め切りが35年ですか、で、第2期が39年ということであると聞きましたけれども、この法令自体はどのぐらいの猶予といたしますか、期限を見込まれているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 平成25年の建築基準法施行令の39条3項が改正箇所になっておりまして、その部分は翌年の平成26年4月1日施行で既に施行されております。この改正については、先ほども岡野参考人からもお話ありましたけれども、法律の改正によって既存不適格になった建物については、遡及してその工法を変えるという必要は、法律上は求められておりませんので、具体的にはいつまでというところはございませんが、大規模改修する際には新基準を満たすようにということで、その法律の趣旨を理解しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、大規模改修といったのも出てまいりましたけれども、文化会館ももう25年ですか、たつわけですから、いろいろ補修しなければならないということは執行部のほうからお聞きしています。それと一緒に、先ほどの準構造化天井ですか、というものを施工する場合、どのぐらいの時期というのを市は考えてられるのでしょうか。まだ載っていない。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 戦略会議の資料添付してございますけれども、我々のほうでこの天井改修の提案をしたところ、天井そのものの中身ではなくて、これから、今お話をいただきました25年以上も文化センターについても経過いたしますので、そろそろ改修をする時期に近づいております。まずはその改修の手法をしっかりと決めるためにも、今後この文化センターを市としてどのように使っていくのかというのを利用者の皆様、それから市民の皆様と考えながら、その文化会館のあり方をしっかりと検討せよという指示をいただいておりますので、まずはそのあり方をしっかりと決定して、それによってこの改修の方法を、今まで上がってきておりました準構造化という手法もありますし、あるいは先ほども御紹介いただいたネット工法という方法もございますので、そのあり方によってどういった工法が一番最適なのか、市にとって最適なのかを決定していきたいと思っておりますが、今、現状そのあり方のスケジュール、これまでも検討しているんですけれども、なるべく早くそのあり方を検討して、改修を迎えたいというのが当課としての考えでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 一応確認として、マネジメント課に。今までなし坊ホール、できまして東日本大震災も経験してきた中ではございますが、たしかあのとき5弱、5強であったと思います。そのときの損傷報告、及びその特定天井につきましての市内でのそういう破損状況といったところも、参考までにお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 東日本大震災の際は白井市、地震発災時震度5強ということで発災がありました。その際の文化会館の状況ですけれども、その地震によつての被害というのは、文化会館の中においては認められておりませんので、特に破損箇所、そういったものは見受けられておりません。ただ、そのときはまだ特定天井という状況にはございませんでしたので。はい、特にありませんでした。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 課長に補足説明させていただきます。立場が変になっておりますが、お許しく下さい。

実は地震と建物の壊れ方というのは、たまたま8年前はあの震動、あの地震動について、白井の大ホールは被害がなかったと。地震動というのは一つ一つ全部性格が違うんです。地震そのものが。特に周期、その周期と建物の持つ一番揺れやすい周期、それにつるされている天井、3つが複合的に影響し合ひまして、たまたまこの間の地震ではなかった。そういうものが十分研究され尽くされていないので、今回は5強レベルを想定した計算式を建築学会が出しているわけです。一番大事なものは、これはよく、我々実務者も含めてなんです、建物の安全性に関する責任は建築所有者です。設計者ではありません。所有者がどう判断して管理していくかというのが原則でございますので、やっぱり所

有者がよく設計者と相談して、設計者はそれがどういうものをわかりやすく建主に説明して、合意をしながら設計基準というものを決めていくということになっております。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 では、先ほどの岡野参考人に質問です。

たしか地震でありましたら、周期1が今までの実績では被害が大きかったということで、大体耐震設計はその周期に合わせていると記憶しておりますが、ただ、まずホール自体がそもそものサンプルが少ないものですから、その周期が1で、今までの設定で正しいかどうかという、最良のものかどうかというのは、そういう検討というのはされたんですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 ですから、今回もし発注するとしたらば、今あのホールを設計した設計者に依頼するのが通常です。そして、建物と一緒に審査をする、計算をするということでもあります。それと建築基準法上は、周期1秒で設計するという決まりはございません。よろしいですか。気象庁等が出している一番被害が出やすい地震動の周期が1秒という意味でございます。それで、そういう建物が一番揺れやすい固有周期といいます。それは建物ごとに全部違います。そういうことを考慮しながら設計するということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先ほどの質問でワイヤー補強という方法はまだ研究も進んでいないし、震度幾つまで耐え得るかというのはちょっとわからないというお答えだったんですけども、ちょっと4ページの一覧表を見ていただいて、今の準構造化天井というところの参考資料を出しているところに三洋工業という会社があります。ここのホームページを私見てみたんですけども、準構造化天井の耐震実験結果というのが載っていました。これで3つの揺れ方を確かめる耐震実験というのをしていました。再現された地震の波というのが3つあって、かなり皆さんの記憶に残っているだろう1995年1月17日の阪神・淡路大震災を引き起こした震度6の兵庫県南部の揺れ方を試して大丈夫だったと。この2番ですね。2つ目が2011年3月11日の三陸沖地震で、宮城県の栗原市築館というところで震度7の揺れがあった。この揺れ方を再現して大丈夫だった。それから2016年4月14日の熊本県益城町で起こった震度7の揺れということで、この結果を見ると、かなり実証実験もしている。震度7までいろいろな揺れ方、今まで大災害が起こった3つの揺れで安全だったということが振りというか、アピールになっていたんですね。実績というのも、この実績を調べてみたら、準構造化天井というのは東京大学の安田講堂だとか、高知大学とか、広島大学、あと用途が病院とか避難所というのが対象になっていて、言うなれば絶対に人が死んではいけない、逃げ込むようなところで、この準構造化という天井の工事が行われているんです。こういうことを踏まえて、市としてお金とか、休館する時期とか、そういうこと抜きにして、一番大事と市もおっしゃっています安全性という面で選んだ場合、どちらの工事の

仕方がいいというふうに考えていらっしゃいますか。

○柴田圭子委員長 それは執行部に対してですね。

○徳本光香委員 ああ、そうです。執行部、お願いします。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 先ほど来お話ししていますように、市はこちらの表にあります⑥番目の方法、ワイヤー補強工事を選択して、今準備を進めておりますので、答えとしては、こちらでいくというのが今の市の考え方でございますが、例えば先ほどお話ししたとおり、今回は今市ができることをなるべく早い段階で、そのリスクを少しでも下げるといふ努力をしたいというのが、市の今の考えでございます。ですので、来るべき改修に合わせては、今御指摘の、例えば準構造化の天井の工法を採用して改修したり、あるいはその他の方法、先ほどお話ししましたあり方の検討結果によっては、多少工法上問題になっているのが、音響設備がやはり特殊なものがたくさんホール内にありますので、その辺をよく検討した段階で、この工法についても改めてどの工法でいくべきかというのを検討しながら、最終的には天井改修を含めて改修をしていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今の質問の趣旨は、やっぱりお返事を聞くと、音響とか、全体の改修方法とか、計画という、人命保護というところとは違う条件がどうしても出てきちゃうんです。市が考えている工法なので、それは事情があるとは思いますが、安全性という面でいえば、やはり②番が明らかにすぐれている。頭を砕く石こうボードが落ちない方法ということは認識されているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 はい。工法の今のお話で、②番の工法が今参考人からは、趣旨としてはこれで行ってはどうかというふうに私としては今まで聞いておりましたけれども、その準構造化も1つの方法として、あるいは先ほど来申し上げておりますが、そのあり方の検討結果によっては、音響設備をもう少し抑えてもいいというような決定ができるのであれば、ほかの工法を選択することもできます。要は軽量化をすることによって、例えばですけれども、④番目の軽量天井に工法を変えてみるとか、ただそういったときには音響に対する影響がありますので、それはすなわち、この本来文化会館の大ホールの機能を失うこととなります。それはやはり市民の皆さんの大切な財産、公共施設については財産ですので、そこは利用者の方、市民の方の御意見を聞きながら決定をした上で、その工法についても決定していきたいと。ですので、その間多少時間がかかりますので、今回はこのワイヤー補強工事でリスク軽減をまずしたいというのが、市の考えでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 やっぱりどうしても2番が安全というお答えは得られないということは確認できた

かなと思っています。ちょっとこれ以上は突っ込まないんですが、1個が落ちると書いてあって、1個が落ちないと書いてあるので、違う質問にさせていただこうかなと思います。

では、このワイヤー補強のほう、資料でいいますと……。

○柴田圭子委員長 徳本委員、これからまだ幾つか質問ありますよね。ほかの方でまだ質問する方いますか。休憩しませんか、お昼。いい、それで。大丈夫ですか。

○徳本光香委員 はい、大丈夫です。

○柴田圭子委員長 お昼休みにしませんか。もう12時過ぎています。

じゃあ、1時15分再開ということで。ちょっとまだ質問を持っている方もいらっしゃるようなので、一旦休憩します。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時15分

○柴田圭子委員長 会議を再開します。では、午前中に引き続き、質疑を受けます。

質疑のある方ございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 やはり今回の、この文化ホール天井の改修について、一番大事なことは人命だと私もすごく思います。それで、少しでも今の危険性を回避するという意味で、まだ文化会館のこれからの使用のあり方というのが、今検討がまだ始まっていない中で、とりあえず少しでも今よりリスクを減らすという方法を市が考えてこられたということというように認識をしていますが、きょういただいた資料なんですけれども、この準構造化天井にした場合に、この比較の表では7カ月程度かかっていることが載っていましたが、もっと早くできるんじゃないかというような、こちらあるんですけども、いろいろな工事を市で行っている中で、入札が不調になって延び延びになっているケースがすごく多いんです。参考人はそのことについて、このスケジュールで今回市が準構造化天井の改修ができるというふうにお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 確かに天井改修については、入札不調が幾つかあります。例えば、千葉市の保有している、このホールが、ことし9月に工事をやるために入札をしたそうですが、2件とも不調ということです。それと、この千葉市の場合は、ネット工法です。なぜならば、先ほど来千葉市役所の大地震発生確率が全国一ということもあって、千葉市は至急ということも含めて、ただし千葉市は、ネット工法を採用しています。ボードが落ちるという前提で、それを途中で受けとめるということでしたが、残念ながら不調であったと。その不調かどうかということの、これは調達、入札のいろいろやり方はありますが、ほかの準構造化天井にする場合は、1つの事例で申し上げますと、今の

ホールの施工した施工会社と、設計をした千葉市の設計会社を最初から取り入れてやると。これが一番いいというようなことを複数のいろいろな施設でやっておりました。ただ、市という公共施設ですから、透明性、公平性という意味で問題はあろうかと思いますが、命を守るためにはそういったことがよろしいかなと考えております。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 今御説明いただいたんですが、では準構造化天井にしても、やっていただく業者を決めたりとかすれば、工期が早く、少しでも早くできるというふうに考えているんですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 この準構造化天井は、実は既存の建物の中で施工するわけですから、資材の出入り口も限られてきます。そういった場合に、そういう状況でやるというようなことを設計段階で取り組んでやらなきゃいけないんですね。そのためには施工者と設計者、そして音響技術者が、早い段階から一緒に検討を開始するというのが、先ほど、きょうお配りした資料の前半のほうに入っています。この辺の合意形成を早目にやればよろしいかと思えます。ただ、公共工事ですから、最初から施工者を入れるということに疑義があろうかと思えますが、これは知恵の出し方次第だと考えております。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 それではちょっと執行部のほうにお伺いしたいんですが、今の御意見を踏まえて、市としてその準構造化天井をやっていくということについて、どういうふうに思われますか。工期とかについて。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 今の御質問は、準構造化天井による改修の考えは市としてないかということによろしいですか。

○齊藤智子委員 早く工期ができるんじゃないかという参考人の御意見なんですけれども、それが市で採用というか、民間でやっているようなことが市でも実現というか、実際できるというふうにお考えですか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 工法の中で今回②番目の工法を、そうやって今御提案いただいた方法でやるべきかということについては、岡野参考人からもありましたけれども、市役所が行う契約については、やはり入札が原則ということになりますので、そこは参考人のほうから知恵を絞ってというお話もありましたが、原則はやはり入札というスケジュールを経て契約を行うというのが、一般的な進め方ではないかと考えております。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 ありがとうございます。

じゃあ、もう1点別の質問なんですが、この陳情事項のところの市民合意を得た方式というところ

なんですけれども、先ほど両参考人からもお考えは伺ったところです。何ですか、先ほど市民の中にも建築専門家がいらして、そういう市民の方も含めた中で検討すべきではないかという、それが1つの市民合意ではないかというお考えと、あとはガイドラインがあるもので、いろいろな専門家がそこに入らずとしても、そのガイドラインに沿った検討をすべきなので、そういうことをしなくてもいいんじゃないかという御意見が2つあったように思うんですが、今回陳情者の合意として、この市民合意というものをもう一度お伺いしたいんですが。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 実はきょうのこの委員会そのものも、市民合意の典型的な1つであろうと。それと議員さんそのものは市民であり、市長さんも市民です。執行部の中でも半分ぐらいの人は市民であるわけで、そういう中で話し合いをするということ、それでこのように特殊な工事の場合は、大多数の市民にその内容を説明するのは非常に難しいです。きょうも私一生懸命やりましたけれども、やっと皆さんに御理解いただけたかどうかと疑問に思うぐらいなものを、通常のパブリックコメント等で長時間かけても、それが有効なものかどうかというのは疑問が残ります。

以上でよろしいですか。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 ありがとうございます。とてもわかりやすい御説明でありがとうございます。私もそのとおりだと思います。ちょっと今の参考人の御意見を私なりに認識したことをお話しさせていただくとすれば、このような陳情を行って、ここで審議していること自体が市民合意だということをおっしゃりたかったということだと思いますので、ある意味もう市民合意を得た方式になったというふうに理解してよろしいですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 市民合意の1つの手段というふうに私申し上げまして、ここの参加している委員は計7名ということですから、7名が全ての市民の代表というふうに言い切ることはできないと思います。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 わかりました。ありがとうございます。

じゃあもう一つ、この市民への十分な情報の公開と説明というところで、先ほどお話ありましたように、とても難しいことなのでこれを市民にきちんとした情報を公開するのはとても難しいというふうに伺ったんですけれども、ここには十分な情報の公開と説明を行いというふうになっているんですが、具体的にはどうすることがそれに当たりますか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 きょうお示ししました資料をやはりいろいろな手段で、広報資料にも含めて、ホームページも含めて公開すること、それが第一歩かなと。それと、これを議会で十分に説明していた

だくというところで、議員はみずからの周辺の人にこれをきちっと正しく説明する努力をこれからしていただきたい、そう思います。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 ありがとうございます。きょう、すごく長い時間をかけて、ようやく少し参考人の方がおっしゃっていることがわかってきたという段階なんですけれども、これを、例えばホームページとかでこの資料をパッと出ただけで、果たして市民は、逆に誤解とか、不安とかというのを持たれるんじゃないかなという危惧をするんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 それは出し方だと思ひまして、全て公表するのか、こういう一部国交省の資料とあわせて、日本建築学会という最高の権威者はこういう答えを出しています、したがって市はこれに従いました、それに対して御意見ありますか、程度でもよろしいと思ひます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

藤森参考人。

○藤森義韶参考人 今のお話の補足説明をいたしますと、やはり市民の皆さん、一番大事なことは、この白井市の文化ホールの天井が地震によって落下する危険性があるということなんです。だとすれば、どうやって市民の安全、生命を守るかということを中心に考えれば、そんな難しい技術的なことも必要ですけれども、そういう前提に立った論議は、そう難しくないだろうと思ひます。だから、どこに中心、論議の中心点を置いて、この問題を市民を含めて話をするのかということ、その私が今申し上げたところに重点を置けば、そう皆さん方が難しいことではないと思ひます。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長、ちょっと追加で、先ほど後でというふうに言っていたところがあると思ひますので。稼働率のところですね。

○石田昌弘文化センター長 午前中、平成30年度の文化会館の稼働率ということで御質問あったかと思ひますので、稼働率についてお答えいたします。平日、火曜から土日の日曜を含めた稼働率が、平成30年度で47%ございました。貸し出し可能日数は312日でしたので、おおむね半分ぐらいの稼働率と。土日につきましては、土日祝日ですね、こちらについては9割以上の稼働がありました。ゴールデンウィークがやはり借りられないことがありますので、その辺がマイナスになっている状況です。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。よろしいですか、古澤委員。

○古澤由紀子委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。今のこと。

岡野参考人。

○岡野三之参考人 先ほどの工期の話の補足でございます。もっと短くできるのではないかということで、けさほど追加資料を出したのは、あれは実績でございまして、私が勝手につくったものではあ

りませんので。ちなみに建築会館は清水建設、次の電力ホールは大林建設というところの実績でございます。それが2カ月、3カ月でできているという実績を御紹介したわけです。

以上です。

○柴田圭子委員長　じゃあ、ほかに質疑。

徳本委員。

○徳本光香委員　斉藤委員もおっしゃったことは、私もとても気にしていることで、どうやってこの今の現状、今はまだ何もしていないわけですから、重たい石こうボードとそれを支えている鉄骨の部分全部が、地震が来たとき落ちてくる可能性がある状態ですよ。それを一般質問でも、市民に知らせると思いますがいつなさいますかというふうに御質問しましたら、今のところ市民にはこのことを知らせる予定はありませんというお返事が返ってきました。で、その続きで、どうしてお知らせしないのでしょうかというところをお聞きしたいんですが。

○柴田圭子委員長　どなた答えますか。部長ですかね。部長。公共施設だから教育委員会じゃなくて……。

小泉教育部長。

○小泉淳一教育部長　それではお答えいたします。

脱落のおそれがあることにつきましては、現在周知をしておりません。今回危険性を提言して、工事が始まる際には周知事項という形になろうかと思っておりますので、その中で現状ということで掲示をするような中でお知らせすることになると考えています。

以上でございます。

○柴田圭子委員長　徳本委員。

○徳本光香委員　では、今の予定だとワイヤー補強工事を来年にしたいということで、その工事が始まる時にお知らせするということでしょうか。

○柴田圭子委員長　小泉教育部長。

○小泉淳一教育部長　工事をする際には何らかの形でいらっしゃる方々にも周知することになると思っておりますので、その中でどのような形で広めるかということについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

○柴田圭子委員長　徳本委員。

○徳本光香委員　じゃあ私が、さらにちょっと心配なところを突っ込ませていただきますと、今回の12月の議会で、何人もの議員が、災害が多かったということで災害について質問されました。それに対して市の側でも、まず市民にしてほしいことは、自分の命を守ることという答弁が何度も聞かれたと思います。私、実は市民活動団体としても来年大ホールを借りております。満を持してたくさん人を集めて、立派な先生の話聞いてもらおうというふうに予定しているんですが、やっぱり皆さん、いつ地震が来るかわからない中で800人の人を集めようと頑張るわけですよ。そんな中でいつ災害

が来るかは、今のところわからないわけです。それで市がおっしゃっているように、自分の命を守るというときに、天井が落ちてきて、極端に言えば死んでしまうかもしれないホールがあって、その調査結果が出たわけです。そうなる、私の考えでいうと、危険だということをもっと知らせ、使うか使わないかを選ばせてあげるとするのが一番、最低限できる誠意かなと思っているんです。そのため一刻も早く、不安をあおるといことはしたくないですけども、じゃあ何か起こったときにどうするのでしょうか。市は知っていたんですか、地震が起きて天井が落ちて人が死んだけれども、そうなることを知っていたんですかと言われたとき、どうやって答えたらいいんだろうというのを私は想像しています。市としては一番最悪の状態を考えて、市民が命を守れる情報公開をするのがいいのかなと思っているんです。その上で、資料が出ていますが、陳情者の方が出してくださった10ページ、大川の学校のこの事例、これは市のほうはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 誰に聞きますか。

○徳本光香委員 どなたでも結構です。〔「教育の話でございますので、私のほうでお答えします」と言う者あり〕はい、お願いします。

○柴田圭子委員長 小泉教育部長。

○小泉淳一教育部長 大川小の件のお話でしたけれども、子どもたち、それから職員の皆さんの命が失われたということで、もちろん教育界においても大変重く受けとめられている件です。大川小の件については、先ほど来御説明ありましたように、施設というより、むしろ避難指示の部分についてどのようなことがあったのかということで、いろいろ裁判が行われているということで認識しておりますので、市のほうでは、やはりいろいろ災害があったとき、子どもたちをどう避難させるか、避難をさせて戻す場合にもどんな配慮をするかというようなことをマニュアル化して、各学校の中でさまざまな災害を通じて学んだことをマニュアルの中に生かしていただいているところでございますので、そういった形で安全対策をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 ありがとうございます。で、今マニュアルで逃げ方とかも、避難の仕方も生かしていきたいということで、これも私が一番気にしていることなんですが、ワイヤー補強工法をやった場合に、何度も出ているように、石こうボードが落ちてくる可能性があるわけですけども、今、その上、下地も落ちてくる状態です。ワイヤー工法をやった後も、石こうボードは落ちてくる可能性がある状態です。こういう中で、文化会館としてはどういう避難方法を考えていらっしゃいますか。今まで安全だったときとは、やっぱり違う対応をとらないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 現在のホール自体が、法的に特定天井ということで不適格な状態というのは調査でわかったことですが、開館当初から、地震等災害における避難誘導、そちらのほうにつ

きましては、必ず主催される方と打ち合わせをする中で、避難誘導の補助者など、入り口、それから扉、そちらのほうに担当をつけていただいてという体制をまずとっております。それから、避難する前に地震等については、まず揺れがおさまるまでそこで待機しながら身を守る行動というのをホールのアナウンスによって行う。そして揺れがおさまって、状態を確認しながら避難誘導をしていく。そういうような形で、内部でスタッフにそういう指導をしております。ですので、現状でもそういう形はずっとやっております、ただ、実績がないというのは幸いですけれども、避難誘導を行ったという経緯は一度もございません。そういう形になっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 そういう危険度は、今までよりわかった危険度は増した中で、避難のさせ方は今までと同じで市民の方は安全なんだろうかということとか、1年間に利用している4万8,333人の方がどう感じるだろうかというところが、私は最も心配するところです。

陳情者の方にお聞きしたいんですけども、この大川小の例をここに挙げた趣旨というのをお聞きしたいです。今、市のほうは、あれは避難のさせ方であって、こちらは施設の問題で、ちょっと別なんだという趣旨で私は捉えたんですけども、どういうことを考えてほしいと思って資料を出されたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 先ほど来話をしておりますが、事前防災を組織全体で共有して実行に移すと。そのきっかけがこの裁判であったのではないかと。そういう意味で提供いたしました。

○柴田圭子委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 それに加えるなら、やっぱり防災ということについては、その施設管理をする管理者に相当な責任が及ぶよと。そういうことをみずから察知した上で対応しなさいということを示しているものと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 陳情ということなので、この陳情項目の文章にやっぱりこだわって質問させていただきたいんですけども、何回も出ているんですが、市民合意を得た方式ということで、この市民合意を得た方式の方式というのはどういう意味なんですか。工法のことをおっしゃっているのか、それとも進め方のことをおっしゃっているのか、ちょっとこれ日本語の話で恐縮なんですけれども。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 これは市民合意の仕方と工法と両方を含めております。市民合意のとり方の1つ

の事例として、私どもは資料7に松阪市の例を挙げさせていただきました。こういう中で、こういうやり方で、こういう工法をという1つのいい事例と思って、松阪市を選びました。これは先ほど来の御質問と共通しますが、これは6名の専門家及び市民代表の方が3名おりまして、こういう形で2カ月足らずでやったという参考になる資料とっております。その中で工法も決めていると。ですから、進め方と工法と両方含めて、この資料提供をさせていただきました。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 資料の松阪市のやつが参考になるということで、資料をつけていただいた。工法と進め方、両方ともそうなんだということでしたけれども、それでは、その白井市においても、こういうような委員会を設立して進めていくことを想定する、したいというようなことなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 決してそういうことではありません。これは単なる1つの自治体の事例です。こういう方法もあるよと。で、当市の場合には非常に緊急性を今求められている。白井市もそのことを自覚して進めております。しかしながら、そこではやっぱり安全性ということは決しておろそかにしてはいけないだろうと思っています。だから先ほども申し上げましたように、市民合意は、白井市の場合には現在の状況等を見た上で、議員さん方もこれから論議を進めるわけですよ、議会でも。そういう中での合意も1つの方法だし、それからもう一つは市民の中にも有識者がいらっしゃいます。そういう人が意見を出してくるかもしれません。そういう意見も聞く必要があるんじゃないか。だから、再度私ども申し上げているのは、全市民に訴えて、その声を聞きなさいということを言っているんでは決してございません。そうした場合には時間と費用もかかります。そういうことも配慮した上で、私どもは対応していきたいと思っています。

○柴田圭子委員長 いいですか。ほかに質疑ありますか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 1つの事例ということでしたが、いい事例ということで載せていただいているということで、参考になるということだと思えますけれども、2カ月で合意に至ったということなんですが、期間的には今回の場合も、やはり同じように2カ月ぐらいで合意に至るということは可能だとお考えですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 可能と考えております。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 私はこういうのは素人なので、ちょっと教えていただきたいんですけども、この松阪市のつり天井の場合は、落下防止処置ということでネットを張るという工法だったために、多分議論は今回の白井市で今陳情で上がっている準構造化天井とはやっぱり全然難易度も違うし、会議の中で深さというものが違ってくると思うんですね。そうするとかかる時間も違うし、合意を得る

のにもやっぱり時間がかかると思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 松阪市の場合は2つを採用しております。大きなホールは準構造化天井でございます。それで小さなホールはネット工法と、2つを採用しています。4つの施設をたった2カ月で決めたということです。というのは、もうこういう評価が、それぞれの工法の評価がもう一般的に共有化されているということです。ですから短時間でできた。今回白井市が委託したコンサルも、ほぼこれと同じことを言っているんです。たまたまこういう事例のない音楽堂でワイヤー工法に二重丸をつけてきたので、私たちは疑問に思ったということです。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 執行部に伺いたいんですけれども、参考人の資料の中で、つり天井の工法によるやり方というのが国土交通省告示第771号の技術基準に適合していないということで、先ほど平成26年の耐震元年と言われるときの新基準を満たしていない、この工法自体が不適合だということで御説明があったんですが、今回この工法を選ばれるということで、大分違うというか、意見が衝突しているところのように思うんですけれども、これについて見解はどのようにお持ちでしょうか。

○柴田圭子委員長 誰が答えられますか。部長かな。

高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 もう一度確認させていただきたいんですけれども。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 参考人の御説明の資料を見ますと、つり天井、天井をワイヤー等でつるす構造による工事というのは、今の基準でいうと設置の基準を満たしていないということだったと思います。そういう構造が設置条件を満たすときというのは増改築のときということで、今回の場合は増改築に当たるということではないので、適合外ということで御説明を受けました。市では、やろうとしているのは、でもそのつり天井をやろうとしているということで、それについて見解を伺いたいんですけれども。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 失礼いたしました。今回比較表の⑥のワイヤー補強工事を市が選択しておりますけれども、こちら今委員がお話いただいたのは、恐らくこの告示によって新基準が示されて、現状は既存不適格、特定天井の扱いになっております。この工法、ワイヤー補強によってこの天井がどうなるかということにつきましては、今委員からお話があったとおり、特定天井のままということになります。しかしながら、先ほど来御説明していますように、脱落をするというリスクは下がりますので、軽減できますので、そういった手法をとっております。2番目の工法の準構造化天井、こちらについては先ほど来参考人のほうもお話いただいておりますけれども、こちらの工法によりますれば、いわゆる特定天井という状況から解消されるということになるかと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 この後、文化会館のあのホールは大規模修繕でやるということが予定されているんですけども、もし天井だけ②の構造にした場合、そのときに天井は本当にやらなくて済むことになりそうなんですか。要は全体を変えるのに、いろいろな兼ね合いから天井だけいじらないでほかをやるということになると、その工事に支障があるとか、何かそういうことはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 済みません。ちょっと確認をしたいんですけども、②番目の工法を行ったときということですか。

○広沢修司副委員長 はい。もしも行うと仮定した場合に、陳情者の資料だと、今これをやれば大規模修繕のときにもう再工事はしなくて済みますということが書いてあるんですけども、これはそういうふうに市のほうでも考えていらっしゃるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 2番目の準構造化天井の工法を採用しますと、この天井の裏側にはいろいろな施設が入っております。空調設備とかも入っておりますので、仮に今回②番目の工法で工事を行った場合でも、改修を行う際に、場合によともう一度、例えば空調の設備が更新が必要になったときに、その今改修した後の天井に支障が生じる可能性は否定できないと思います。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 そういうことにならないようにするのが設計なんです。それが設計のイロハです。だからほかで皆やって、そういう悪い事例は皆解消しています。空調方式もそれに合わせた方式に変えるんです。そういうことです。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 参考人のほうからも、教育委員会であっさりこのワイヤー補強のことが通ってしまったことへの疑問とかもあって、私も9月3日の教育委員会に出られはしなかったんですけども、議事録を見てちょっと質問したいことをお聞きします。

この9月3日の教育委員会で、市民も傍聴できる場で、このワイヤー工法のことを話に上がったんですが、配られた資料というのが、この参考人も出してくださった一覧表1枚ですね。それともう1枚A4のもの、これはワイヤー補強工事をやります、どうですかという提示が書いてあります。それで一時的には安全です、安いです、休館しなくて済みますという利点がある資料が配られたわけなんですけれども、このように岡野参考人のお話を聞けば聞くほど、やっぱり教育委員の方にそのワイヤー補強でいいのかを診断してもらうためには、この手元にあります、88ページあるんですが、調査結果というものとか、あとその法律が変わるもとなったガイドラインというのは少しでも説明

とか、参考の資料としてあったほうがよかつたのではないかと思うんですけども、その点はどうかお考えでしょうか。執行部のどなた、教育部長さんですか。

○柴田圭子委員長 小泉教育部長。

○小泉淳一教育部長 それではお答えいたします。

今委員のほうからお話あったように、そのときの理由としては一時的に保持できる性能があり、安全面の確保ができることと、それから運営しながら改修工事が施工できること、それからほかの方法に比べて安価であること、それから音響性能については既存のままに影響がないということを中心に理由に出させていただいたわけです。そのもとになる資料ということで、比較表のほうを出させていだいたと。特に教育委員会の場合には、安全性もそうなんです、これによって運営面でどういうようにかかわっていくかということを中心に、協議していただく場だと思いましたが、この資料で提示をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 ここでやっぱりガイドラインというものがすごく大事になってくると思います。この日本建築学会の、皆さんホームページで全ページ見られるので、気になったら見ていただければなと。私も素人ながら読んでみたんですけども、その日本建築学会が出している天井等の非構造材の落下事故防止ガイドラインというのがあるんですけど、この素人が目次をみただけでも、「初めに」のところで、まずは人命保護だと。うるさいほどここでも議論されていますが、まずは人命保護で、今おっしゃったような安いとか、休まなくて済むとか、運営どうするとか、今回の場合は計画ができるまで、先延ばしで応急処置をとる考えなので、まさに人命保護のことは二の次になってしまっていると私は心配しているんですけども、人命保護が確認できた後に、コストとか、工期とか、音響とか、維持管理とか、次元の異なる要求を検討するべきって書いてあるんですね。やっぱりこのガイドラインの最低条件を知っているかどうかというのは、大分議論の点で結果を左右すると思っているんです。市長にこのガイドラインお読みになりましたかと、ちょっと意地悪な質問をしたんです。お忙しいので全部読んでいないはずはないんですが、やっぱりこれが一番大事と思ったのでお聞きしたら、全部は読んでいらっやらないということでした。やっぱり教育委員会でも、このこととか調査結果というのは共有されなかったということによろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 小泉教育部長。

○小泉淳一教育部長 委員が今おっしゃるような、詳しい調査結果までの共有はしておりません。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 私も素人なので、こんな岡野参考人が知っているようなことを知っておかなきゃいけないとか、ボードが落ちたら死ぬということを知っていたのかということ問い詰めるつもりはなくて、でもこういう大事なことが後でわかったということは、今回かなり教訓なのではないかなと思

っています。

とりあえずそれで。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

和田委員、どうぞ。

○和田健一郎委員 確認として、午前中にも質問させていただいたんですが、まずマネジメントは市のほうとしましては、この4ページの公開されている教育委員会の議事録とこれを読んでいましたら、私としては技術に準拠しているのが一番で、残りのほかが準拠していないんじゃないかと読み間違いをしてしまったのです。市側としては、もちろんこの②番も新基準に適合しているという認識は皆さんお持ちになったのかを一度確認します。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 先ほど広沢委員の御質問と同じ質問かと思いますが、2番目の準構造化天井の改修によって、特定天井という状況が解消されるということはもちろん認識をしております。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 そこでちょっと陳情の論点でもあった情報公開という面でもございまして、もちろん悪意はないものでございますが、この資料のまま見てしまうと、これは基準に達していないんじゃないかなという誤解を与えてしまう可能性もあるんじゃないかと思えます。それに対する補足説明といたしますか、その公開についてはどう考えるか伺います。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 教育委員会議の議事録の中の項目で、②から⑦の工法は基準に適合しておらずと書かれている部分のお話だと思います。こちらのほう、議事録のほうが間違っておりまして、③から⑦の工法ということで、②については特定天井にならないということで、ここ番号を間違ってしまったので、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 済みません。くどいようで。だからこれに関しても、また情報公開ということで、その間違いもまたちゃんと訂正という形の情報をこれからされていくということでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 はい。訂正のほう行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○柴田圭子委員長 質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 和田委員と同じ、教育委員の中で、この中で、先ほどの②から⑦が基準不適合というのは③から⑦という訂正で、もう一つ、⑤から⑦は落下防止の措置をすると書いてあるんです。⑥

というのは今回のワイヤー補強で、これは落下防止ではないと思っているんですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 どちら、誰にお聞きします。

○徳本光香委員 参考人にお聞きします。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 1ページでつり天井の構造をお示ししました。そこで御説明したとおり、ワイヤー補強は金属類、野縁、野縁受け、ブレースなどを書いてありますね。その部分の崩壊、あるいは破損した場合に、一時的にその部分だけ。ボードは一切補強できない、そういう意味では、一時的措置です。鉄骨部分の一時的措置、ボードについてはそういうことではありません。

○徳本光香委員 了解しました。市のほうもそれでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 徳本委員は市のほうはそれでよろしいでしょうかという確認です。

高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 はい。そのようなことかと思っております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 執行部のほうにお聞きします。今回の改修工事に関しまして、一番文化会館のほうの使用をされる文化協会ですか、白井市文化協会、音楽協会、その方たちの意見とかを求められた経緯はあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 これに関しての説明を求められたことはございません。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 求められたという。求めたことはありますか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 失礼しました。まだ団体、利用者に対しても含めて、周知をしている現状はございません。

○柴田圭子委員長 大体終わりましたか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 執行部に質問したいんですが、このワイヤー補強の工事をすることで、先ほど来何度も言われているように、野縁であるとか、金属のところは何とか少し食いとめることはできるんだけれども、ボードに関しては落ちてしまう。今までと同じというか、落ちてしまう状況があるということが今までの中でわかってきていることなんです、それは御存じであったかもしれませんが、それに対して、そのリスクを、ボードが落ちてしまうリスクを少しでもとめるために、例えばヘルメットみたいなのを常備するとかというような、そういうところでは全然人命は保たれないものなんでしょうか。済みません、参考人。失礼いたします。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 お答えします。もし地震が起きてボードが落ちるといふ仮定であれば、ヘルメットをつけている時間はないと思います。それで、半分余談で恐縮ですが、この法令が施行する前後に、このガイドラインをまとめられた方、直接の講演会がありまして、私もその会場へ行きました。名前がサンケイホールという、大手町の有名なホールですが、そのホールの中に入ったときに、当然講演が始まる前、30分以上前には入るんですが、何度も何度もアナウンスがありました。それは、こういうアナウンスです。この天井は地震時に対して安全ですから、皆様落ち着いて行動してください。何度もありました。それでいよいよ講演が始まって先生が出てきたときに、開口一番、地震があったならば、そのまま椅子と椅子の間にかがんで、頭を手で押さえて地震がおさまるまで待ってくださいと。落ちないということは先生も一言も言いませんでした。したがって、落ちるといふ前提で、先ほど来執行部のほうからも回答が出ていますが、きちっとその辺を市民に伝えて、自分の命をどう守るかということのお知らせというんですか、ただあそこへ来て、その都度あのホールでそういう放送をするのがいいかどうかわかりませんが、そういう経験がございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 じゃあ、この想定される震度6強の地震が起きたときには、ヘルメットをかぶっている間もなくバツと落ちてくるというふうに捉えておられますか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 6強が起きたときにヘルメットをかぶる必要があるという話ではなくて、ヘルメットをかぶる時間がないであろうと。〔「時間がない」と言う者あり〕ええ。それで、そのまま皆慌てて出口に殺到するでしょう。当然私もそうすると思います。数百人が出口に殺到した場合、どういう現象が起こるか。要はこういう場合を二次被害といひまして、最近話題の住民雪崩というんですか、住民が1カ所に集まると、そこで、言葉が最近使ってはいけないらしいんですが、将棋倒しというほうがピンと来ると思います。そこで子どもや高齢者、あるいは成人も含めて、皆そうです。我先に出口に殺到したときの事故が非常に危ないと。そこまできちっと理解した上で、広報活動をしたほうがいいのかということです。起こったときにヘルメットをかぶるのは現実的な対応ではないと思います。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 先ほどのやつ、私も実は放送関係をやっているもので、群集雪崩という。とある伝統的な競技連盟からの、その名前を使ってほしくないということで、昔尼崎の花火大会の死亡事故事例だとか、いろいろと報道されていた中で言われていて、群集雪崩という表現で、一応確認のために。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 そのとおりです。最近、この1週間NHKが地震特集でやっています、今言っ

た群集雪崩というのが全国的に普及したと思います。

それと明石の花火大会で11名の方が亡くなりました。まさにそれがこの典型的なもので、あのときに報道関係が将棋倒しという言葉を使ったので、そちらの団体からクレームがついたということです。その11名の犠牲者の中で、9名が高齢者と子どもであったということです。それをこれからも我々意識しながら、活動していくべきかなと考えております。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 執行部の方にもお聞きしたいのですが、この4ページを見ていたら、私も技術者の方からのレポートを見ていたら、やっぱり読み間違いを起こしてしまった人間の1人でもございますので、そこで技術者からのレポートに関してのセカンドオピニオンとしてのダブルチェックのようなことというのを今後何か、そういったところはお考えはございますか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 今現在のところは、一度調査設計を公費をいただいてかけておりますので、今のところもう一度、ほかの事業者ということであろうかと思えますけれども、もう一度委託をするということは、今のところ考えてございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

じゃあ、古澤委員。

○古澤由紀子委員 構造的なことはよく、よくと私がわかったかなと思うだけで、専門家の方から見たらとんちんかんなことをとっていらっしゃるかもしれませんけれども、まあわかったつもりです。基本的なところは。政治というのは、もちろん命が大事なんですけれども、命を守るためにも財源というものが必ず必要ですので、やはり財源ということも考えなければいけないと思うんですね。日本のどこもかしこも全部財源を考えないで、命のことだけ考えているということは全部あるとは限らないと。そこも多少加味しなければならぬと私は思っています。

これは執行部にお聞きしたいんですけども、今予約がもう既に埋まっていますよね。それはどのぐらいの先で、違約金とかいろいろ解約した場合にどのぐらいの見積もりになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 まず予約に関しましては、1年先の予約まで受けられるようになっていきますので、現時点ではきょうから1年先の日にちを押さえることができるようになります。月曜以外の平日、祝日、土日含めて予約が可能になります。金額に関しまして、返金に関しましてですが、そちら利用形態によって午前、午後、夜間、それから午前午後とか、午後夜間、全日という料金体系になっていますので、そのコマのとり方によって変わってきます。その計算というのはしていない状況でございます。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 これから1年間とるのではなくて、もう埋まっている部分があるわけですよね。それがもしキャンセルした場合に、どのくらいになるのかを知りたかったんですけども、わかりません。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 済みません。今、開館のほうで捉えている歳入の部分ですけども、附帯設備という利用したときにかかるものも含んでいる形での捉え方なものですから、トータルで1,600万円ぐらいと、現時点です。歳入として入ってきていると、そういう状況になっておりますので、今から後ろの部分については施設利用料のみなんですけれども、年間通した場合には4月からの附帯設備使用料も含んでおります。

○柴田圭子委員長 いいですか。

はい、斉藤委員。

○斉藤智子委員 先ほど参考人にお伺いしたことなんですけれども、ちょっと今度は執行部のほうに、そのボードが落ちてくる危険性についての、何か今後の対処法というか、何か手だてというのはお考えになるつもりはありますか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 現状でそのボードの安全性を高めるというのは、速やかに行うというのはなかなか難しいかと思っておりますので、我々としてはなるべく早く文化会館のあり方、位置づけをしっかりと決定をして、速やかに改修にとりかかりたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

岡野参考人。

○岡野三之参考人 先ほど古澤委員から御指摘がありました、財政についてです。私が最終的な、本日お配りした資料の中でも説明させていただきましたけれども、来年1月から具体的に、もしこの準構造化天井をスタートした場合、1年間は設計段階ですから、全然閉館する必要がありません。したがって、再来年の1、2、3カ月だけで工事をやるという提案でございます。それと財政的な意味でいうと、準構造化天井でやってしまえば、一度で工事が済むわけです。10年後大改修をするというときには、現在のワイヤー工法でやったとしても、それは壊すわけです。それで新しいのをまたつくと、二重の投資になります。したがって10年単位のライフサイクルコストからいえば、1回でやったほうが安上がりというふうな解釈でございます。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 岡野参考人の今のお話を受けて質問なんですけれども、先ほど天井を先につくって、その後大規模改修をするということになったときに、天井をそのままできるんですということをお伺いしました。市の考えているところは、今の天井の話と、その後にある大規模修繕を考えて、ト

一タルの的に計画をしてやっていることであります。今、陳情者の陳情というのは天井のこのみお話しされていると思うんですけれども、先に天井をやることによって、設計なんだという話でしたが、特殊な設計とか、いわゆる難しい設計になってしまって設計費が上がるとか、それから施工するのに難しい工事が必要になってお金がかかるとか、工期が延びるとか、そういったことというのは検討はされて、検討というか、御存じなのか、その辺について伺います。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 当然ですが、もし準構造化した場合には、先行き、特に空調です。設備関係とのとり合いを考えて設計をするわけです。ですから特にないと思います。事例でも、そういう空調方式を採用した事例は幾つかあります。準構造化をしたがために空調を変えると。これは難しいことではありません。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 空調が一番大変だということなんでしょうか。今のお話は。工期も……。

〔「よろしいですか」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ちょっとお待ちください。

○広沢修司副委員長 工期もかかるお金も、ほぼ変わらずできるということですか。済みません。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 私は空調が大変だとは言っておりません。そこだけ訂正します。空調との合意形成が課題なんです。ですから、先ほど来の工程の説明の中で、初期の段階で空調、音響、構造、意匠、全ての関係者が一、二カ月で合意形成をするということが前提でございます。その中にはゼネコンの施工側の代表も入っていてやるのが、今やこれの主流になっている。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 委員の中というのは、今のは松阪市の例のお話ですか。今の委員の中でお話を合意を得てという、その合意というのはまた別の話で。ちょっと今のところの御説明を、済みません。何の資料のどこの部分なんでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 本日お配りした準構造化天井の事業経緯というがありますが、そこで初期の段階で関係者が全て集まって合意形成をするということです。関係者というのは、設計者、施工者、事業者、そういう設計者の中にはそれぞれ専門分野がたくさんありまして、意匠、構造、設備、電気、機械、音響、そういう意味で関係者です。委員ではございません。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 調査の段階でということの、調査の中の委員会ということですかね。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 調査の段階で委員会をつくるかどうかはわかりませんが、関係者のそうい

う会議でということになるかと思えます。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 その中で決めていくということと、その工期が順番のやり方によって延びるとか、金額の話というのはどうつながっているんですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 ちょっと御質問を理解できないところがありまして、工期が延びるとというのは、どのような意味でしょうか。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 先に天井をつくるという、天井を先に直してその後大規模改修をやる場合、通常の大規模改修と、いわゆる順番が違ったりとか、そこを天井を残したまま回りを工事をするということで、手間がかかる、難しい工事になるということで、設計にしろ、施工にしろ、お金がもっとかかるとか、それから工期が延びるとか、そういうことにはならないんでしょうかということですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 わかりました。天井があれば、そこを避ければいいわけで、最初からその天井工事費が削除されているという前提です。天井があるから工事が難しくなるような大規模改修は、想定、私はできません。壁と当たるところぐらいです。あとは先ほど言った空調のダクトをどうするかですから、準構造化天井のテリトリーに合わせて空調計画をするわけですから、特別に難しくもなく高くもならないし、工期が延びるとは私の知識の範囲では考えられません。

〔「はい、わかりました。了解」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと私もいろいろと調べた中では、大体言っていた中ですがけれども、正直申しますと、工期で別の問題としては、これだけの限られた条件でそれをクリアできる企業というと非常に限られているということがあります。そこで一方の問題としては、災害のときとかでも同じなんですけれども、急ぎで仕事をする場合による行政と業者との透明性と公開性といったクリーンさというのも、これは問題になっているというのは、さっきの東日本大震災の後の復旧工事で、工事自体はもうパーフェクトにいてもいいといったところがあったと思うんですが、それも今課題の1つになっておりますけれども、やはり急ぎということで、何か知恵を絞るといった中で、今現状で何かの事例ということで挙げられるものがあれば、ちょっと参考までに教えていただければと思います。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 今、2つ御質問が入っていたんですが、1つは透明性、それをどうやって業者を決めるかとかということですがけれども、白井市の会計基準ですか、発注の原則、あるいは国の原則で、それも見ても、原則は委員おっしゃるとおりです。しかし特別の場合、特別の技術が必要である場合等は、特命で発注しても差し支えないことになっていると私は理解しています。

それだけでよろしいですか、回答は。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっとこれについては、そうですね、まだ市側が検討している段階ではないのでなかなかだったんですが、それがあれば現実的なバランスをもとに考えていくというのがなかなか難しいところであると思います。

それで次に文化ホールといいますか、とにかく素材を、建築に関する素材を短期間で集められるというと、本当にもう数えるばかりかなと思います。その中のところでございますが、オリンピック前後のときの資材不足とか、そういった時期もあって、さらには大阪万博ということで、さらにまた工事ラッシュが続くという中でございますけれども、やっぱりそういう面での工期、資材を集められるかどうか、人材も含めてですけれども、いかがでしょうか。参考までに。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 経済予測の先を予測するのは、最も世の中難しいので、経済の評論家いろいろいますが、当たったためしがないとよく言われております。特にそのオリンピック前後がどうなのかというお話ですけれども、庁舎建設のときもオリンピックが終わってからにしたらどうかという議論が委員会で出ました。その際、我々も判断大変難しかったんですが、各種情報を得て、むしろ終えてしまったほうがいいと。そのために一番当時間題になったのは、大工、型枠大工と鉄筋工の不足が毎月国交省から出ています。過不足が。そういうのを見ながら、今だったら何とかなる。何とかなるようなゼネコンに請け負っていただきたいということで苦勞いたしました。今回も、先ほど来言っているように、ノウハウを持ったゼネコン、準構造化の。それは限られています。それははっきり言ってしまうと、大手しかやっていません。私が知っているのはほとんど大手業者がやっております、そういった方々との、これから交渉が重要になってくるかと思っております。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 執行部がスチール補強の工法を選んだ理由の1つに、白井市文化ホールのあり方、本来のあり方を見直していこうという考え方があったと思います。その考え方の中には、可能性としては何でもあるわけですけれども、将来準構造化天井をつけないでも済むようなあり方があるという考えも、多少なりともありますか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 先ほどお答えしました準構造化が今御提案いただいているということで認識しているんですけども……。

○古澤由紀子委員 弁解しなくていいです。そういうしっかりとしたものをつけなくても、逆に天井なしのホールだってありますよね。だから、今準構造化のものをつけなくてもいいような使い方、本来のあり方、それが出てくる可能性というものも考えていらっしゃいますかということです。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 失礼しました。この検討の中でそういったことが議論されれば、そういったほかの工法を選ぶということももちろんあり得ると思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑は。

徳本委員。

○徳本光香委員 今、ほかの方法もあり得るということなんですけれども、この一覧表、比較表を見ますと、私も実は危ない天井をとってしまえば一番いいんじゃないかと安易に考えて見たら⑦番にありまして、それが却下となっていたわけなんです。で、音響を無視してもやる、落ちてきても軽いからがしないだろうというのが④の軽量天井というものなんですけれども、今の文化ホール、詳しくはわからないんですが、やっぱり音響の性能あってこそそのコンサートとかというもので収入を得ている部分も多いと思うんですけれども、この音響がバツの④というのは本当に可能性としてあるんでしょうか。大改修したとき、音響がだめになっていてやっていけるんだろうかというのがあるんですけれども。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 ですので、今現状は、例えば興行での御利用もいただいておりますので、興行ですね。プロの方も御利用いただいていることもありますので、今現状の設備を維持するのか、あるいは、例えばそういったことを市として市民の利用でいい館にしようという議論がもしそこでなされるのであれば、その音響に多少影響が出る工法を選ぶことも選択肢の1つであろうと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

岡野参考人。

○岡野三之参考人 将来、5年か10年か先、わからないけれども、大規模改修を踏まえて今回の工法を選ぶということではなくて、ページ7で御説明しましたように、早急に改善すべき建築物ということで、国交省から指定されているんです。そういう意味で、5年先、10年先を考えてやっている余裕はもうないというふうに認識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか、質疑は。

ではちょっと、この際委員として私、質疑したいので、暫時広沢副委員長と交代します。お願いします。

○広沢修司副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

柴田委員長、質疑をどうぞ。

○柴田圭子委員長 2点あります。1つは教育委員会会議に提出された資料及び行政経営戦略会議に提出された資料、それぞれ先ほどから何回も引き合いに出されているこの紙ペラ1枚なんです。その後ろにいろいろな、コンサルなんかによると、これだけのものがコンサルの報告書として出されていて、その中には耐震性のことを書いてある記述もありますし、安全性のことについて書かれているところもあつたりします。こういうものを、これどこがコンサルに発注し、受け取り、どれを資料として提出して、教育委員会とか、行政経営戦略会議に諮って、その説明のシナリオを考えたのは一体どこの課になるんですか。

○広沢修司副委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 今回の教育委員会会議、それから……。〔「まず教育委員会会議、行政経営戦略会議の2つ。私を知っている限りはその2つの説明をしてください」と言う者あり〕まず9月3日の教育委員会会議と、9月19日の行政経営戦略会議にこの案件については付議をしております。教育委員会会議への付議につきましては、調査は公共施設マネジメント課がこの4月から新しく開設、でき上がりまして、こういった修繕の部分も当課で行うということになりましたので、早急に発注して委託をした関係で、当課がその会社についてかかわっておりまして、教育委員会会議への協議という形でお出ししたのは、先ほどお話があった4ページの資料ですね。4ページの資料と、あともう一つ別の資料がついておりますけれども、これで工法の選択といえますか、こういった形でこの教育委員会の管理する施設、教育財産でありますので、それを教育委員会と協議をしたというのが、まず教育委員会、9月3日の会議の流れだと思います。

その後、実際の改修を行う決定は市の最高意思決定機関であります行政経営戦略会議に、当課と文化センターと両課で提案をいたしまして、この工法についてはその戦略会議で決定を受けたものと承知しております。

以上です。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 私の質問はそういうことではなくて、膨大な資料がコンサルのほうから提出され、それをもって教育委員会と経営戦略会議と2つに諮って了解を得なくてはいけないという状況だったと思います。早急にね、特定工作物から逃れるために。だけれども、その資料の選択として、また、説明の内容として、これで十分に説明がなされたのか、理解を得られているのかということが私は疑問なんです。たった1枚のこれだけの資料でわかったんだろうかと。それで議事録を見ましても、大した質問が委員のほうから出ているわけでもないし、行政戦略会議においても、特段もっと早くやりなさいね、みたいなことしか書かれていないし、一体どれだけの説明がされたんだろうか、どれだけの資料が提出されたんだろうか、また、その資料の選定はどこがどうやって責任持って決めただろうかということが疑問なんです。私たちこれだけ時間をかけてやっと理解してきたようなことを、その短い、たった1時間かそこの会議で初めて諮って、資料ももしこれ1枚、ペラだけだとしたら、

とても理解は難しかったらと思うんですけども、十分に理解が得られたんだろうか。また、こういう設定で資料を出したのは、一体どこが決定し、誰がどういうふうに説明するというふうに決まったんでしょうかということが疑問なんです。

○**広沢修司副委員長** それでは暫時休憩いたします。再開は45分で。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時45分

○**広沢修司副委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。お答えから。

石田文化センター長。

○**石田昌弘文化センター長** 教育委員会に付議した内容の部分でございますが、まず、マネジメント課で行った調査結果を内部で調整をし、検討し、さまざまな工法の中であり方の検討というものも前提としておりましたので、まず安全を確保するという部分で、なおかつ期間、それから経費の部分も含めまして、この野縁や野縁受けなどをワイヤーでつなげる。面材については確かに落下の危険性はありますが、点検等でも特に指摘がございましたので、現状のまま運用するよりは、この工法をやってより安全にした上で、あり方の部分で今後施設、天井だけではなくて、空調設備だけではなくて、附帯設備、照明、音響、それから舞台装置、そちらのほうの改修というものもありますので、天井裏にもそういうものがかかかっておりますので、事務局としてはこの工法で提案をさせていただいたということでございます。

○**広沢修司副委員長** 柴田委員長。

○**柴田圭子委員長** さっきから何度も聞いているとおり、それで安全性向上、利用者の安全確保を図るというのが目的になっていますけれども、決して安全であるとは書かれていないし、これを施工しても特定工作物から逃れることもできないということも十分わかった上で、これを提案されたということになりますよね。そういうことでよろしいんですか。

○**広沢修司副委員長** 石田文化センター長。

○**石田昌弘文化センター長** 確実に安全性を担保するものではないという前提ではありますが、あり方の中で天井も含めたそういう設備、そういうものも含めた改修というものが今後あるという中で、今すぐにでも、やはり安全性を少しでも担保することが必要ではないかということでやらせていただいたということになります。

○**広沢修司副委員長** 柴田委員長。

○**柴田圭子委員長** 安全性を担保するというところで、先ほどもちょっと避難の仕方ということをおっしゃっていました。避難は、まず揺れがおさまリ、安全になってから出口に誘導するというお話でした。揺れが、揺れているときに天井の部材というのは落っこちてくると思うので、要はいくらその施

工を施しても、揺れているときに、あるいは揺れて数秒ぐらいはもつのかもしれないけれども、その工法で。結局落ちるぐらいの大きな震度であったらば、せっかく2,500万かけてワイヤーでつるしたとしても、結局避難誘導するのは全部落っこちて安全になってからということにならないですか。先ほどの説明でいうと、結局安全に避難誘導するということは、揺れがおさまり、落ちるものはみんな落っこちてから、で、避難誘導するというふうに私は聞き取れてしまったので、その確認をお願いします。

○**広沢修司副委員長** 石田文化センター長。

○**石田昌弘文化センター長** 委員のおっしゃるとおりでございますが、その落下物に対して、まず今防災訓練等でもシェイクアウトという考え方、まず動かない、身を守るということが前提での訓練を行ったりしていると思います。ホールは客席の椅子がはね上げ式になりますし、椅子と椅子の間の背もたれがちょっと高い。身を守るための隠れる場所として椅子と椅子の間があるという部分で、何もない、避難をしているときにいきなり落ちて直撃するよりは、その身を守る行動で少しでもその危険性から逃れられるのではないかという部分で、揺れが始まったときには館内アナウンスで、そのまま安全を、身を守る、頭を隠して椅子と椅子の間というようなアナウンスを予定しておりまして、それでその状況で、仮に落下物があってけがをされる方もいるかもしれませんし、全く被害がない場合もあるかもしれませんが、そういう形で状況を判断した上で外に、余震とかの関係もあると思いますので、逃がしていく。そういうような段取りを職員にもお願いしていただきまして、利用者にも、そこまでの利用者には説明をしていますが、必ずホールの開演前のアナウンスで避難誘導等について、地震等も含めて来場者にアナウンスで、必ず会館職員の指示に従ってくださいというアナウンスは必ず入れていただくようにしておりますので、そういうことでの人的な部分で、避難誘導までを考えております。

以上でございます。

○**広沢修司副委員長** 柴田委員長。

○**柴田圭子委員長** それは今回のワイヤー式のやり方をしたからといって、誘導の仕方が変わるというものではどうもなさそうですね。

○**広沢修司副委員長** 石田文化センター長。

○**石田昌弘文化センター長** これは開館当初からそういう形で行うことにしておりました内容ですので、それはほかの施設でも同様に、うちよりも狭い椅子のところではなかなか防御できないというような話も聞いておりますが、うちは比較的広いので、そういうこともできるのではないかとということで、そういう地震に対しては対応をしていく。ワイヤー補強をすることで、結局面的な部分だけではなくて、全体が落ちてしまうという危険を少しでもリスクとして考えたということでございます。

以上です。

○**広沢修司副委員長** 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 この金額がかかるということについて、当然財政のほうも相談を受け、了承しなければここまで出てこないとは思いますが、財政のほうにも今の程度の説明というか、ここでも出された程度の説明で通したということになるんですか。

○広沢修司副委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 経営戦略会議には、私もオブザーバー委員として出席しておりますので、その中での会話、あとは最終的な市長の指示事項等については、その時点で伺っております。そういうものを判断して、担当課からこういう事業をこういうふうにとりまわすというふうにありましたので、それを了承しました。ただし、来年度予算につきましては今予算編成中ですので、個別の案件について来年度予算がどうなるというのは、今のところお答えはできないものです。

以上です。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 確認なんですけれども、議会にこれだけ大きなものが動く、金額も動く、内構造が変わるといふようなときに、議会への説明というのはやっぱり必要だったのではないかなと思うんですけれども、そこについての話は全く出なかったんでしょうか。これまでの経緯の中で。

○広沢修司副委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 戦略会議等での案件につきましては、金額の大小、あとは人の生命・財産にかかわるもの、いろいろな案件がありまして、今回のものについて議会に対して説明をという意見は、戦略会議の中でもなかったものとして、今回も、今開会中の議会の中でも、公共施設マネジメント課のほうからの説明はなかったというふうに理解しております。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 教育部長にお伺いしますけれども、先ほど運営面について考えれば、教育委員には考えてもらえばいいと思っていたので、この程度の資料を提出することでよいと考えたということをおっしゃられていましたけれども、その建物自体の安全についても、教育委員にちゃんと知らせて考えてもらうということは必要じゃなかったんでしょうか。そこについて、本当に運営面のことだけ考えてもらえばいいんだからということと諮ったということとよろしいんですか。

○広沢修司副委員長 小泉教育部長。

○小泉淳一教育部長 もちろん安全面ということについては、危険性を低減するためにこれをやったわけですので、それはお話の中で説明させていただきながら、そこは実際に工事になったら運営面に影響が出るわけですから、そのことについても、これは協議事項になっていますけれども、御協議いただいたということになります。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 最後、もう一つなんですけれども、こういうふうにとりまわすという特定構造物だということが、コンサルに委託して構造なんかを見てもらって明らかになったという解釈でよろしいですね、ことし

になって。

○広沢修司副委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 ことしの調査設計委託の結果をもって、特定天井であるということが確定をしたということです。

以上です。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 逆に、そうするといつ地震が来てもおかしくないような状況になっている場合は、そこを一般に供用していてもいいんだらうかと、ちょっと疑問が起こったんですけれども、他市の事例なんかでそうわかったから閉鎖してしまうとか、そういうようなことというのはありますか。

○広沢修司副委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 千葉県内の施設のうち、アンケート等、または調査ということで電話での聞き取り等行った経緯がございまして、25館から回答いただいております。その中で、既に改修済みだとか、または大規模改修を予定していると。その中でも、白井ではできないネット工法だとか、そういうものがあるというふう聞いております。今後近隣の市町村でも大規模改修で全面改修したりとか、県でも1年8カ月かけて全面改修をするということで、今まで手がつけられなかった、やはり同じ特定天井ということだそうなのですが、時期をずっと待っていたというようなことでございます。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 ちょっと確認ですけれども、要はそういうふうに危険だよというのがわかったから、じゃあそこは使用を即やめてしまうのではなく、大規模改修を早急に行って、その部分を含めて改修していくというような返事が多かったということですか。

○広沢修司副委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 閉館ということについては、基本的にどこもそういう言葉はございませんで、あくまで天井がどういう状態か、それから改修の予定があるかという部分と、現状いつやるんですかという部分の内容から、とめる予定はないという判断をさせていただきました。

○広沢修司副委員長 柴田委員長。

○柴田圭子委員長 岡野参考人、もしそこら辺の事例を御存じだったらお願いします。

○広沢修司副委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 はい。私、全国調査などする立場でないし、余りそういう知見はございませんが、閉館をするほどの危険性があるということをどのようにして市民、国民に説明するかということが大変難しいと思います。したがって、国交省は早急に改善するという言葉を使って促しているというふうに理解しております。

○広沢修司副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代します。

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。それでは、委員長戻りました。

ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと執行部の方に確認したいところが1点ございまして、この今回のコンサルタントの報告書を見ていましたら、私の思うのは、当時、20年以上前だと思うんですけども、工事を担当していた業者だとかを含めて、何かその後でコンタクトをとって検討したことだとか、そういうものはございますか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 確認なんですけれども、25年前の竣工ですが、そのころの事業者と最近という趣旨ですか。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと質問があれだったんですけども、私なりに今委託コンサルタントの報告書があれば、やはり当時の工事を担当していた業者を含めて、確認しなければいけない事項もあったんじゃないかと私なりに思ったんですが、それで当時の、二十何年前でしょうか、できた当初の。ちなみにできた当初ぐらいに、私は中学校のときに合唱コンクールであのホールで歌った思い出があるところでございますが、その前の1990年代に、3年か4年ごろでしょうか。

○柴田圭子委員長 その当時のコンサルや何かと話をしたのかということですか。

○和田健一郎委員 業者と、はい。

○柴田圭子委員長 業者と話をしたか。

高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 現状ではないと思います。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 しなければいけないんだろなというのは、これは今後の改修も含めてなんですけど、やっぱり陳情資料にも要約されているとおり、竣工図の確認の部分で、どちらにしてもやらなければいけない。要はできた後の図面が現状と、というふうなことであれば、それが大なり小なり、やっぱりこれはやるべきことですし、どちらにしても今後改築だとか、将来的に向けたとしたら、まずつくっている方と、先ほどの岡野参考人の話でも少し出てきておりましたが、やはりその建造に携わった方の参考にしなければ、今後の改修というのも難しいんじゃないかなと思うんですけども。ではまだ、まだということで、今後は何か、またもう一つ目の質問としましては、今後大規模改修でしたら、当事者の、携わった工事会社を含めては、まだ計画前だと思いますが、考えたりはしておりますか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 今回ワイヤー補強工事のこともまだ済んでおりませんので、

その先の改修についてはまだ全くの白紙でございますけれども、必要がもしあれば、そういったことも検討してまいりたいと思っております。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと回りくどい言い方で、先ほど岡野参考人も当時の携わった業者という話を話していただきましたが、建設に携わっていた方の意見を聞く中で、今後の改修という、そういうヒントといいますか、そういうものをどうやっていくかとお聞きしたいと思うんですけれども。難しい質問ですか。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。ちょっとマイク近づけてください。

○岡野三之参考人 今のお話ですと、私が申し上げたのは、先ほど申し上げたことは、準構造化した場合に重くなる可能性があります、天井そのものが。したがって、当時の設計がどうであったのか、それを確認する必要があると。そのためには当時の設計をデータ化して持っている設計事務所、そこに確認する必要があると。その場合です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 私としては、ちょっとまた別件でも、その当時の施工業者との確認をしなければいけないことも、このコンサルの結果からでも必要になるんじゃないかなと思っていました。それとはまた別の話だということで、わかりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 執行部にお聞きしたいのですが、準構造化天井のほうはかなり重い天井とか、音楽ホールで実績があるみたいなんですけれども、白井市は他市の事例なんかもよく参考にして、政策とかつくっていると考えているんですが、ワイヤー補強工法で、こういう音楽ホールだとか、重たい天井の工事をした例というのは、市の調べではあるんでしょうか。先ほど参考人の調べでは見つからないと。重たい天井にやるものではないという考えだったんですが、市のお考えをお聞かせください。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博巨公共施設マネジメント課長 ワイヤー工法の実施例ということで……。〔「音楽ホールとか、このなし坊ホールみたいに重たい天井を支えるという実例です」と言う者あり〕今現在把握しておりますのが、千葉市の文化センターというところが、発注、実施設計を発注しているところまではうちで把握しております。その際にワイヤー補強という方法で実施設計をしたというところまでは把握していますが、その設計どおりに工事が発注されたかまでは、まだ把握できておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 その千葉市文化センターというのは、そういう重たい、重量天井と言われるものな

のでしょうか。

○柴田圭子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 定員が497名の、ちょうど白井の半分ほどの館、音楽ホールと聞いております。天井も同じく特定天井に該当する天井ということで承知しております。

○柴田圭子委員長 岡野参考人。

○岡野三之参考人 私も直接千葉市のほうへヒアリングを行いました。電話です。その結果、担当の方は、先ほど説明したとおり、ワイヤーではなくてネットで発注仕様書には書いてあると。ただし、それは入札不調であったと。その後、そういう入札不調の結果を受けて、何か変更の検討をされたかどうかまでは確認できておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 市のほうは教育委員会にもワイヤー補強でやりたいというふうに提案して、それが通ったわけなんですけれども、再三申し上げているように、安全性、命の問題ということを考えれば、②番の準構造化天井というのがまず第一に安全で、長い目で見ても1回で済む。大地震が起こったとしても耐えるから、そのまま工事は再工事なくていいし、音響の性能も保てる。ワイヤー補強をやって、それを外すお金も要らないということがわかっていると思います。実例もあります。地震にも耐えます。ワイヤー補強のほうは地震が起きたら壊れるし、最悪の場合死人が出るかもしれない。その場合に補償金が必要になったり、修理はもちろん必要になる。震度5でも耐えるかわからないという方法ですよ。⑥番のワイヤー補強というのは、何で補助が出ていないかということ、国の安全基準も満たしていないから補助が出ていないというふうに説明も受けています。そういった方法にどうしてここまでこだわるのでしょうか。もう決めてしまったからということなのでしょうか。

○柴田圭子委員長 誰が答えられますか。

高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 済みません。お時間かかりまして。

再三の繰り返しになってしまいますけれども、やはり市として戦略会議の決定を受けて、今準備を進めている工法、ワイヤー工法につきましては、それで終わりということは全く考えてございませんで、これも繰り返しになりますけれども、まずその文化会館の使い方、あり方をしっかりと利用者、市民の方と検討して、それをまずしっかりと決めた上でこの工法を決定したいということで考えておりますので、先ほど申し上げましたように、最終的に②の準構造化天井の工法を採用するかもしれませんし、あるいは軽量天井、あるいは今現状は難しいですけれども、そのあり方の検討結果によってはネット工法によっての工法も、選択肢としては可能性が出てきますので、繰り返しの回答で申しわけございませんが、市としてはまずネット工法で少しでも速やかに、ごめんなさい、ワイヤー補強工

事で少しでも早く、まずはリスクの軽減を図って、次の改修に臨みたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先ほどの質問で最後のつもりだったんですが、実は一番最初にお聞きしたいなと思っていた質問です。さっき安心というのは主観であるという言葉があったんですけども、安全というのはかなり普遍的でないかなと私は思っていて、安全というのはどういう状態のこととお考えですか。個人的見解でも結構です。

○柴田圭子委員長 これは、高山公共施設マネジメント課長に。

○徳本光香委員 どなたでもいいですが、済みません。

○柴田圭子委員長 執行部のほうですね。

○徳本光香委員 はい、そうです。

○柴田圭子委員長 宇賀総務部長。

○宇賀正和総務部長 今、安全ということについての御質問でございました。安全という定義と申しますか、これが全ての、この建物だけではなくて、いろいろな場合も想定して、100%ということはずまいと思います。ただ、今回の文化会館のほうのつり天井の関係等につきましては、やはり1つの基準としては、法的な基準が満たされるかどうかということが安全の基準の1つになってくるんだろうというふうには考えます。それを踏まえてなんですけど、先ほど来、今とりわけ幾つかの方法の中で2つ、準構築物の関係と、それからワイヤー工法ということでお話がいろいろ進んでおりますけれども、先ほども高山のほうで申し上げましたが、まず文化会館を、会館だけではなくて文化センターですね。どういうふうに今後、老朽化も始まっておりますので、そういったところをどういうふうに活用していくのかという部分を市民の方々といろいろ検討していきたいというようなところがあった中で、このつり天井の状態が既存不適格ということで今年度に入りましてわかったという状況の中で、将来的にこのつり天井、法に不適格の部分について、解消をこれはしなければいけない。ただ、それまでに少しいろいろ、先ほど言いましたように市民とのお話し合いとかということで、時間が必要とする部分がありますので、まず早急に今できることとして何が必要なのかという部分で、少しでも安全性を上げるという中での選択の中で、ワイヤー工法というのを選択させていただいたということでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これは意見になるんですけども、今、安全の定義をお聞きして、1つだけ法的基準というお答えはいただいたと思っています。で、ワイヤー補強のほう、法的基準は満たしていないから、そういう面では安全じゃないというふうに入ると私は思ったんですけども、その質問を私が答えるとすると、すごい単純なことなんですけど、安全というのはやっぱりけがしないし、死なないと

ということだと思っています。で、ワイヤー補強はそういう方法ではないと思っています。けがをすることもかもしれないし、子どもたちがあの中でパニックになったら死んでしまうかもしれないと思っているので、言葉遊びみたいに関心はありますよ。ちょっとでも安全にというけれども、それは何千キロもあつたり、何百キロもあるものが何十キロ、落ちてくるものの重さがちょっと軽くなれば、確かに安全度という意味では増すかもしれないですけども、私の中の安全という言葉とは全然しっくりこないなという、それを……。〔「質疑にしてください。意見ではなく」と言う者あり〕済みません。そう思うんですが、どうでしょうか。死者が出るかもしれないのを安全度が増すとってよろしいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 宇賀総務部長。

○宇賀正和総務部長 先ほども申しましたように、それを仮に準構造物ですか、そういう形で改修をした場合でも、100%安全とは言い切れません。ただ、先ほど言ったように、1つの法的な基準として。想定外のことを想定してはいけないのかもしれないですけども、ただ、今こういういろいろな災害が発生している中で、想定外のものやっぱり必ず出てくるものであると、済みません、話がずれてしまいましたが。

ワイヤー工法でやることで、当然その法的な基準もクリアできるわけではないということは重々承知はしてございます。そんな中で、先ほど言いましたように、今現状よりも、今実際に文化センター使っていただいている状況でございますので、それをとめるかという選択肢もないわけではないと思いますけれども、なるべく影響を及ぼさないような形で運用していくという中では、少しでも安全性を高めていく。安全ではないかもしれないけれども、少しでもその可能性を減らしていくというところで、この工法を今選ばせていただいているというようなところでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

それでは、質疑はないものと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時31分

○柴田圭子委員長 お待たせしました。では、休憩に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方、ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この陳情の趣旨に賛成します。陳情の事項は、文化ホール天井の改修については、

文字通り市民の安全にかかわる重要な関心事であることを踏まえて、市議会として市長及び教育長に対して、利用者や市民の十分な情報の公開と説明を行い、日本建築学会などの科学的な治験を参考とするなど、慎重な手続きによる市民合意を得た方式とすること、これを要請してくださいというふう

に陳情しています。

陳情内容を部分ごとに考えていきます。

まず、文化ホール天井の改修は、文字通り市民の安全にかかわる重要な関心事ということは、ここにいる皆さん、誰も異論のないことだと思うので、この部分、もちろん賛成です。

次に、市議会として市長及び教育長に対して要請してほしいこととして、利用者や市民への十分な情報の公開と説明を行うこととあります。白井市の市民参加条例を根拠にすると、市の責務のところ

で、市は市民と情報の共有化のために行政活動に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならないとあります。さらに同じく、市民参加条例の中の、市民を参加させる対象の部分では、市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定または変更、このことについては特に市民参加の対象とすると書いてあります。年間4万8,000人以上が利用する文化会館は、まさに市民の公共用の大規模な施設というふうに言えるので、特に市民参加の対象と言えらると思います。その他、特に市民参加を行うことが必要と認められるものというのも条件ではありますが、大勢の命にかかわることですから、どういう形にせよ市民参加の必要性というのがもちろん認められていると思

います。

また、続いて、日本建築学会などの科学的な治験を参考とするという部分も大変重要だと思います。今回、市の側はワイヤー補強工事を、安全性を高められる工法と何度も説明してきていますが、この工法では天井の石膏ボード部分の落下は防げないということが調査結果にもはっきり書いてありますし、震度幾つまでもつかも不明です。避難まで時間がない、ヘルメットをかぶっても間に合わないということも、この議論の中でわかりました。これでは、科学的に安全とは言えないと思

います。

反対に、国の法改正のもとになった日本建築学会の天井落下防止ガイドラインの実験結果に当てはめると、文化会館大ホールの石膏ボードが頭に当たった場合、頭蓋骨が割れる何倍もの衝撃が加わるという危険のほうの科学的治験ははっきりわかっています。これが、子どもたちならどうかと考えると、危険は明らかだと思います。

また、議論の中であったように、科学的根拠という点では、三洋工業のホームページに今までの、1995年の阪神・淡路大震災の震度6、3月11日の三陸沖地震の震度7、そして2016年の熊本地震で起こった震度7、この揺れにも準構造化天井は耐えたという実験結果もわかっています。

この工法が、今の白井市のなし坊ホールのように大勢の人が使ったり、病院や避難施設などで安全に過ごすための工事の方法ということも、全国の例で明らかになってきていると思

います。そのため、安易にワイヤー補強という方法をとった市に対して、市民から疑問が呈されたと思っています。

また次に、慎重な手続きによる市民合意を得た方式とすることというところですが、市の責務の中

に、市は市民参加の機会を積極的に提供して、市民の意向を的確に把握して施策へ反映させるよう努めなければならないという部分もあります。今回の市議会の一般質問でも、災害についての質問をした議員さんが多くて、市のほうでも、自分の命の安全を守ることを最優先にという答弁が見られました。このためには、やはり状況を積極的に情報を提供するということが大切だと思います。いたずらにパニックになってはいけないと思うんですが、やっぱり人命保護の問題というのを費用の問題や工期の問題とないまぜにせずに、第一に考えて、市民がみずからの命だけでなく、子どもたちや大事な人の命を守るためにも市民が意見する場を設けて、専門家や科学的治験も踏まえて議論するべきだと思います。

また、ここで参考に、市長やほかの議員さんの判断の参考として、私が個人的に該当で行ったアンケートの結果もお知らせしたいと思います。小学生から高齢者まで、今回の問題になっているワイヤー補強工法と準構造化天井、どちらがいいかというアンケートを、文化会館の周辺と白井駅周辺、西白井駅前で行ってみました。人数は少ないですけれども、何十人かの人に、小学生からお年寄りまで聞いてみました。もちろん、安全性の部分は国の基準に合っているかどうかで示しましたので、ワイヤー補強はバツで、準構造化天井のほうは丸というふうにしてあります。その他、値段や工事の期間、そしてもう1度工事をする必要があるかどうか、休む必要があるかどうか、そういう条件をつけて二択で答えてもらいました。答えてくれた人のうち、21人いたんですが、20人が国の安全基準を満たした準構造化の改修を早くしてほしいと答えました。1名だけ、安いからワイヤー補強とってきっぱり答えた方がいらっしゃいました。

その中で、小学生の女の子に、大ホール使ったことがあるか聞いてみたら、使ったことあると言っていました。私のほうは、本当に本音を聞きたかったので、ワイヤー補強のほうが4分の1の値段で済むんだよというふうに聞いてみたんですけど、そうしたら、安いのはすぐ壊れるからって、その女の子は答えました。これを本当に市長に聞いてほしいなと思っています。

また、中学生の男の子たちに聞いたら、来年、大ホールの催しに参加するということで、いつまでに改修してほしいか聞くと、当然なんですけど、僕たちが使うまでに改修してほしいというふうに言っていました。

その他、私があえて市がワイヤー補強工事の利点と考えている安さだとか、休館しないで工事できることや工事期間の短さのことを伝えると、ほとんどの人が、休館にしないでいいなんてことは安全な話で言うてはいけない。安さで選んだ人は、いざ事故が起きたら、自分は責任ないと逃げるだろうという意見もありました。

これは、市民の中でいうとごく少数の意見ですけれども、重く受けとめて、命の問題よりキャンセルになって怒る人がどれだけいるのか、市のこのきょう1日の答弁が市民の人の納得するものなのかということは、よく考えていただきたいなと思っています。

もし地震で死傷者が出ることを予測できた上で、安全基準を満たした工事を先延ばしにして、この

議論で何度も出たように計画が立ってから安全な工事をやりますというのは、命の問題より計画をゆっくり立てるということを優先したことになると思います。もし実際に地震で被害が出てしまった場合、市長、そして決定にかかわった市の職員さん、教育長、それをとめられなかった議員は責任を問われるはずだと思っています。私も含めてです。その場合の賠償金や改修費用は、この改修案の一覧表にあるどの改修費用とも比べものにならないはずですし、過去の人災を繰り返したということで、白井市の評判も地に落ちるとと思っています。

何より、重大な事故を防げなかったという側は、責任を取って辞めることができます。遺族は裁判で勝つことができるかもしれないけど、命は戻らないと思います。

市としては、地震が起きないだろう、計画が立つまで大丈夫だろうということではなく、あしたどうなるかという最悪の状況に対応できる判断をするべきだと思っています。

最後に、2011年3月11日の震度5の地震で、専門学校の卒業式の最中だった九段会館で天井が落ちて妻をなくしたお二人の言葉を紹介したいと思います。

1人の方、九段会館でいえば、かなり前から結婚式や学校の式などの予約が入っていた。そこで予約を受けることを中止して、天井などの崩落を防止する対策が十分かどうか検査をするとすると売り上げなどが減ってしまう。だが、まずは何よりも、そこを使う人の命を守ることが大切。それができないようでは、何のための建物なのかわかりません。もし賢明なリーダーがいたなら、大きな地震があったときに問題が生じるとリスクを事前に判断して、売り上げが減ったとしても、天井などのメンテナンスをする、それができていれば状況が変わったのかもしれない。だけど、十分にできていなかった。少なくとも、遺族の僕にその説明はない。自分が死ぬとき、妻ですね、彼女と会える。彼女の魂はあるし、精神にさよならはありませんから。私にとってはえびす様みたいな人だった。楽しい日々だった。時折、この人を失うと怖いと思ったことがある。それが現実になってしまった。これから先生きていきたくない。死にたいくらいだと語っています。

私は、今回、建築の専門知識のある市民の方々が石膏ボード落下の危険性を見抜いて、陳情という立ちどまって考える機会をつくってくれたのは、市にとっても幸運なことだと思っています。私も含め、無知だった人はいるのは当たり前のことだと思っています。過去の事故と同じことを繰り返さず、白井市で未来の被害者を出さない選択をする、これがチャンスであると考えています。

以上、私の賛成討論を終わります。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 これは趣旨的な意味での賛成の討論ということになります。趣旨賛成ということでございます。

まず、私自身が、先ほどもやったとおり、非常に中学生時代の郡大会、当時印旛郡でしたので、郡大会の大ホールでクラス代表ということで、学校ができたばかりのころで非常に思い出深いホールで

ございます。

その中で、まず、利用者や市民への十分な情報の公開と説明ということでございますが、私自身も、この流れにつきまして、ホームページ等の情報公開ということでされているというところでありますが、ただ、私がすごく情報公開の中で、この公開されていた資料の中で訂正が早急をお願いしたいなといったところがございます。これを私もなかなか専門的見地がないものですから、読み違えで、どういう結論というところが間違えていたところがございます。

今回、特に重要的に思うところが、日本建築学会の科学的見地を参考とし、慎重な手続きということでの部分は重く考えなければいけないところがございます。やはり日建の専門的な知識でやっての方が、それから問題点ということで非常に指摘をしていただいたところが、本当にもっともでございます。自分の周りにも、建築、土木含めての専門的な人たちにも意見を聞きまして、そのような形になっているところがございます。

また、そういう意味で、技術的な資料が来たとしたら、我々素人としては、どうしても、この内容事態を信じるほかはないといったところもございますので、やはり今後の課題としては、技術者のセカンドオピニオンといったところも、ちゃんとチェックができるような体制というの、今後の課題になっていくのかなと思っています。

また1点、ちょっと気になる場所としましては、ワイヤー工法をやっていた場合は、ことし、年内にやっていくということではありますが、今回、2番目の準天井構造、これはコンサルよりも工期期間が短いということもやったんですが、ただ一方で、1年間空白の期間という部分も心配になる場所があります。この部分に関しても含めて、科学的な見地を参考にした慎重な手続きが必要になっていく部分じゃないかと思っていまして、その部分での賛成ということでさせていただきたいと思っております。

○柴田圭子委員長 賛成討論ですか。

○和田健一郎委員 情報公開の部分に関しては、私はされていると思っております。

ただ、それで次の建築学会の科学的な見地を参考にするなら慎重な手続きの、この部分で賛成をしたいという、趣旨的な部分です。

○柴田圭子委員長 これは、趣旨採択をしてもらいたいという討論ですか。

○和田健一郎委員 という意味です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 反対討論いたします。

このたびの白井市文化会館大ホール天井の安全化改修に関する陳情について、反対いたします。

本陳情は、白井市の公共施設である文化ホールの天井改修に関して、確実な人命保護を前提に、利用者や市民への十分な情報の公開と説明を行い、日本建築学会などの科学的な治験を参考とするなど、

慎重な手続きによる市民合意を得た方式とすることを要請されたものであります。

市民の方々への情報の公開と説明も、市の施策に対して市民合意を得ることも当然のこととして今まで白井市が行ってきたところですから、全くそのとおりであります。ただし、このたびの地震に対する改修に関しては、白井市は迅速に対応することと判断し実行したことを、むしろ私は評価してもよいのではないかと考えています。

きょう議論された中で、次善の策ではありますが、現在の状況より少しでもリスクを軽減するためにワイヤー補強工法を採用した執行部の選択を、私は支持します。もちろん、工法として準構造化天井と比較にならぬものでありますが、準構造化天井に取りかかるまでの期間を現状のままに放置することなく手当をするというところに賛成します。

また、文化センターに関しては、先ほど質問のところでも申し上げましたけれども、白井市文ホールのある方を決めるという大きな節目を迎えるところから、執行部から全体の改修をそれに合わせようとする点は、これも理解できます。無理のないことです。国交省の既存建築物への対応には、劇場等は特に早急に改善すべき行政指導と記されてありますが、特定天井、脱落防止対策に関する法令には、修繕をいつまでにしなければならないという限度もありません。現も、35年、39年、平成ですね、一応の区切りをしています。

したがって、私は、先ほど課長のおっしゃったように、できるだけ早く最善の方法へ移行することができるよう執行部に提言することはもちろん、そこにおいては、もちろん市民への周知と市民の合意をとりつけていっていただきたいと考えています。

ただし、今回のワイヤー補強が決まった今、これは早く少しでも手を打つ、現状よりはリスクを減らすということが、命ですから、そこで市民合意、それから市民の周知、周知はできると思いますけれど、市民合意をまた改めてとるということは、今回は必要ないと思っています。

ただ、先ほども和田議員がありましたように、専門家の知識をセカンドオピニオンとして取り入れるなど、市も改良していかなければならない点はたくさんあると思います。できるだけ早く、よりよい方法に移れるよう、ここで提言しながら反対討論としたいと思います。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、これで討論を終わります。

これから採択しますが、採決の方法について申し上げます。陳情第13号に対しては、和田議員から趣旨採択を求める提案がありました。したがって、初めに趣旨採択、次に原案の順に採決いたします。

初めに、和田議員から提案された趣旨採択について採決いたします。陳情第13号について趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立少数です。したがって、趣旨採択とすることは否決されました。

趣旨採択とすることは否決されましたので、次に、原案について採決いたします。陳情第13号は採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立少数です。したがって、陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。以上で陳情審議については終わります。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時15分

○石井治夫議会事務局長 それでは、会議に先立ちまして、御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日から3日間にわたり各常任委員会に付託をされました17議案をそれぞれの常任委員会において審議いただくことになりました。

本日の教育福祉常任委員会では、議案第6号、議案第11号から議案第12号、議案第14号、議案第10号のうち教育福祉常任委員会が持つ科目、議案第16号から第17号の7議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため、ここで退席とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 では、休憩前に引き続き会議をいたします。

(2) 議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める法令の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第6号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。質疑はございませんか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 議案第6号の児童福祉法の改正に伴って条例の一部を改正するというので、この児童福祉法の中の第34条の20の中で、成年被後見人、または被補佐人というところを削除するというので条例改正の議案が出ていたと思うんですけども、その削除する理由ということについてお

伺います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今回の改正の趣旨の説明をさせていただきます。成年被後見人の利用の促進に関する法律に基づく措置といたしまして、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被後見人等にかかる欠格条項にかかる措置の適正化等を図るものといたしまして、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に交付されました。この関係法律の1つに児童福祉法がございまして、児童福祉法において成年被後見人及び被補佐人を定めた文言が削除されることとなりました。

今、委員御指摘の児童福祉法第34条の20、養育者里親との欠格事由と、もう1点が児童福祉法第18条の5、保育士の欠格事由でございます。

このうち、市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、第23条で家庭的保育者として職員について定めておりまして、児童福祉法第18条の5の保育士の欠格事由に該当しないことと、また法第34条の20第1項第4号の児童虐待を行ったもの等の部分に該当しないことと定めておりまして、今回の改正は成年被後見人を欠格事由から排除したことで、この第4号から第3号に号ずれが生じた、第34条の20の引用部分について改正を行うものです。

一律に成年被後見人であることを理由に資格要件とかから排除してはならないということで、第34条の20の里親の欠格事由で、第1号で成年被後見人という文言がありますので、その文言を削除することによりまして、第4号だった条例に該当する部分を第3号に号ずれをするものでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この欠格条項から成年被後見人の方が除かれるということで、もし保育士さんになりたいといった場合、結構フォローとか後見人さんの仕事というのもデリケートなものになると思うんですが、どのように支援の仕方とかが変わるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今回、保育士の欠格事由の見直しのところで、これまで成年被後見人及び被補佐人だという文言だったんですけども、そちらのほうを削除いたしまして、新たに心身の故障等がある者に対する個別審査規定を設けることといたしまして、保育士の資格を持っている方が県に登録する段階で見きわめるといいますか、登録する、しないはその段階で対応することとなります。

市における支援につきましては、県のほうの登録になりますので、その点に関しましては、県の登録の段階で判定がされているということですので、支援ということにつきましては特段考えておりません。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第11号 白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第11号 白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この公民館などの利用者というのはふえている、減っているの増減がありましたら教えてください。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 白井駅前公民館の利用者につきましては、平成30年度と29年度の比較でいますと若干減少となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか、徳本委員。

徳本委員。

○徳本光香委員 このワーカーズコープさんのほうから、今後、利用者ふやしたり改善したいことな

どの提案というか、お話はあったら教えてください。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 提案としましては、利用者をたくさん増やしていきたいということは申し
ておりました。

ちなみに、公民館につきましては、毎年右肩上がりではなくて上限がございますので、その1つで
もあるかもしれません。〔「上限ってどういうこと」と言う者あり〕上下です。上下ございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 具体的に、利用者をふやす上で、具体的な案みたいなものはあったでしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 ワーカーズコープ、白井駅前センターのほうで行っている事業としては、
例えばコミュニティファンドというんですか、来館していただける方に飲み物を飲んでいただいて、
幾らかなりのお金を払っていただいて、それを地域のいろんな事業に充てるとか、そういう寄附をし
ておりますし、あと、和音というんですか、和音という形で、いろんな方を音楽を通じて地域とのふ
れあいをつくってきずなを広げていくという活動をしておりまして、それをもっと広げていきたいと
いうことを申ししておりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 30年度の児童館の実績のところちょっとお伺いしたいんですが、資料をいただい
た中に、駅前遊学児童館延長開放というのがあったんですけど、これは具体的にどんなことになるの
か。資料の27ページです、すみません。

○柴田圭子委員長 山口子育て支援課長。

○山口 等子育て支援課長 そのことにつきましては、中高生の居場所づくりということで、時間を
延長しまして、夜8時まで開いているものでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 その中高生の居場所づくり、午後8時まで毎日開いているということなんですけど、
利用の状況なんかはどういう感じですか。

○柴田圭子委員長 山口子育て支援課長。

○山口 等子育て支援課長 1日当たりの利用者につきましては、3名から4名で、誰も来ない日も
あります。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第12号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第12号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 こちらの資料の中を見させていただいたんですが、富士センターの運営協議会の指定管理者の収支計算書、令和2年度の収支計算書というのが83ページにあるんですが、ほかの施設は普通に金額が出るんですけど、黒塗りになっていたのも、どうしてこちらだけ黒塗りになっていたのかなというのがちょっと疑問だったんですけど、何か理由はあるんですか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 この資料に関しましては、一応事業者のノウハウとかいろいろありますので、議会のほうに公開していいかどうかというのを確認とりまして、それで公開をしないでほしいというところで黒塗りになっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 ほかのところの資料は出ているのに、ここだけ公開しないでほしいというのは、何かあるのかなと思っちゃうんですけど。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 それは事業者による事情だと思います。こちらのほうではちょっと把握することができません。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 わかりました。どうして思ったかといいますと、こちらの富士センターのほうでは、朝小学生のお子さんを学校に行く前に見てくださっているとかということを知ったもので、そういうところのお仕事というのが人件費とかに反映されているのかどうなのかなというのがちょっと知りたかったので伺いました。その辺は御存じですか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 学習等供用施設のほうでは、両親が働いていて、なおかつその両親が家を早く出なきゃいけない、お子さんを持つ家庭がいて、その場合、普通は登校時間になるまでお子さんが1人で家で待つということになってしまいますので、その辺のあたりを問題を解消してあげようということで、登校時間になるまで学習等供用施設のほうの一部のところでは児童相談員と一緒に預かりする預かり事業というのをやっております。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第14号 白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第14号 白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定につ

いてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 全体の就労率というのはふえているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 伊藤高齢者福祉課長。

○伊藤常夫高齢者福祉課長 就労率と申しますか、シルバーの会員の就業の実人数ということで答えさせていただきます。

平成30年度ですが、会員数が466人おまして、うち派遣に登録されている方が156人、就業の実人数でございますが、まず請負と委任という部類になりまして、こちらのほうは370名の方、それと派遣ですが、156人中122の方が派遣のほうで仕事をしております。

就業率という点では、請負と委任関係が79.4%、派遣は会員の71.8%で、大体例年、この率あたりで推移のほうはしている状況でございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では次に、賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 わかりました、ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち教育福祉常任委員会が所掌

する科目について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

では、まず歳出についてから始めます。11ページの2款1項民生費の社会福祉費のところの、1項1目社会福祉総務費、2目障害福祉費、それから9目の後期高齢者医療費、社会福祉費についてはありますか。細かい資料はもらっているんだよね。一応わかっているかなと思うんですけど、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃ、次、12ページの3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費、次ページの2目児童措置費、5目ひとり親福祉費、12ページ、13ページでもしあればお願いします。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 12ページの待機児童対策事業のところの待機児童対策補助金、この中身についてお伺いします。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 待機児童対策事業の19節負担金補助及び交付金の内訳、内容でございますが、こちらにつきましては、待機児童対策事業補助金といたしまして、保育士の宿舍借り上げ支援事業に係るものとなっております、当初見込んでいた人数より対象者数がふえることなどに伴いまして増額する内容となっております。

以上になります。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 宿舍の借り上げが見込みより多かったということなんですけど、何人見込んで何人になったのかわかりますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 当初見込んでいた人数が7人で、申請段階で10人、合計3人の増員となっております。

○柴田圭子委員長 今のところ、12ページから13ページにかけてほかに質疑ありますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 13ページの真ん中辺の私立保育園等補助事業の私立保育園運営費補助金というのがあるんですけど、この中身についてもお伺いします。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 私立保育園等補助事業の内訳について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、2つの事業において年度当初見込みからそれぞれ国と県の補助基準額等に

変更が生じたことに伴う増額補正となっております。

まず1点目といたしまして、保育士配置改善事業の補助対象基準額と基準月数の改正があったことと、あと当初予定していませんでした補助対象児童が見込まれることによるものです。

2つ目といたしましては、延長保育事業の国・県補助基準額の改定に伴う増額補正、以上2つの事業から増額補正となっているものになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 2つの事業ということで、最初のほうが配置の改善とおっしゃっていましたがしら。ちょっとその辺、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 それでは、保育士配置改善事業の内容でございますが、こちらにつきましては、国で定めた保育士定数が最低基準とあるんですけれども、そちらの基準を上回って保育士を加配した保育士に対して助成する県の補助事業になります。

内訳といたしましては、基本分というのがまずございまして、基本分につきましては基準額16万5,700円が16万7,200円になりました。また、基本分の改正はあわせて月数の改正もございまして、16.4カ月から16.45カ月。以上2点になりまして、あと基本分のほかに特定乳幼児受け入れ部分の改正もございまして、こちらにつきましては基準額の改正がありました。基準額が16万5,700円から16万7,200円の改正となります。

以上になります。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 ごめんなさい、今、特定乳幼児加算とおっしゃったと思うんですけど、保育士を加算するということは、例えば障害を持ったお子さんを受け入れるとか、そういうことなんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 そのとおりでございます。障害等のある児童にかかる保育士加配に対する補助になります。

以上になります。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 ということは、本年度私立の保育園で障害児のお子さんを受け入れている人数というのはわかるんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 申しわけございません。ちょっと人数はわからないんですけれども、該当園につきましては2園になります。

○斉藤智子委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 いいですか。

○齊藤智子委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

では、次に進みます。

13ページからの3款民生費の生活保護費のところ、いいですか。13ページの下と14ページの上のところまで。生活保護総務費と扶助費、いいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは次が保健衛生費、4款衛生費の1項保健衛生費、予防費。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それではページをめくっていただきまして、16ページ、教育費に入ります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、3目学校建設費。16ページから17ページかけて。その前に、15ページから小学校費がございますね、すいません。小学校費と中学校費、あわせて質疑対象といたします。いいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それじゃ、17ページの一番最後の社会教育費、保健体育費、ここで何かありますか。

では、歳出のほうはこれで終わったということで、次は歳入について質疑を行います。

歳入は、7ページの一番上、15款国庫支出金のところの1目民生費国庫負担金、続いて同じく15款国庫支出金の国庫補助金のほうの2目民生費国庫補助金、3目衛生費国庫補助金。それから、16款県支出金のうちの1項県負担金の2目民生費県負担金、その下の県支出金のうちの県補助金のうちの1目民生費県補助金、2目衛生費県補助金、このページ全体でありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 7ページの民生費県負担金の中の生活保護費負担金のところなんですけど、ふえていたというのは、その対象の人がふえたということでしょうか。それとも、増税分というのも入っているためでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 民生費県負担金、生活保護費負担金の938万9,000円の件でよろしいでしょうか。

これにつきましては、平成30年度の県が負担すべき生活保護費につきまして、市が負担していたものの精算をしたところ、その実績額が差し引きとして出てきたものでございます。当初、歳入は1,700万ほど見込んでおりましたが、30年度の実績の額が2,640万円になりましたので、その差額、938万9,000円が県から負担金として入ってきたというものでございます。

以上です。

○徳本光香委員 はい、わかりました。

○柴田圭子委員長 いいですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、8ページ一番下の段の雑入のうちの臨時職員等雇用保険負担金に教育福祉の部分が入りますけど、ございますか。ありませんね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは次が繰越明許費です。4ページの9款の教育費、2項小学校費、990万円について質疑ありますか。いいですか。説明受けていますね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

では、ちょっと席がえを行いますので暫時休憩します。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時50分

○柴田圭子委員長 暫時休憩を解きます。これから会議再開いたします。

特別会計で執行部の席がえがございました。

(7) 議案第16号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

○柴田圭子委員長 日程第7、議案第16号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

では、まず歳出について質疑をどうぞ。4ページです。4ページの7款1項2目、これだけです。ありますか。その上の歳入についても質疑を受けます。ないですね。

歳入歳出ともに質疑はございませんね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員でございます。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

（8）議案第17号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）について

○柴田圭子委員長 日程第8、議案第17号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

歳出について、5ページの歳出について一括で質疑を受けます。何かありますでしょうか。いいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次が歳入についての質疑を行います。4ページです。4ページも一括して受けます。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり可決されました。

(9) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって教育福祉常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 4時54分